証券仲介業制度の創設に伴う本協会規則の制定、整備について

平成１６年3月１７日
日 本 証 券 業 協 会

Ⅰ　趣　旨

本年４月に導入される証券仲介業制度に関し、同制度の円滑な実施及び投資者保護の観点から、証券仲介業者及びその役職員に対し本協会の自主規制規則等を適用させるため、別紙のとおり、「証券仲介業者に関する規則」（公正慣習規則第 16 号）の制定及び関係諸規則等の一部改正を行うこととする。

Ⅱ　主な内容

１．証券仲介業者に関する規則（公正慣習規則第 16 号）の制定（別紙１）

（１）本規則の目的

本規則は、証券仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、証券仲介業務を委託する協会員が指導、監督することを通じて当該証券仲介業者における適正な業務運営を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。

（２）証券仲介業者に対する法令遵守の徹底

協会員は、証券仲介業者に対する法令及び本協会規則を周知し、その遵守を徹底させるとともに、証券仲介業者に法令、諸規則に違反する行為があった場合には、その是正を求めなければならない。

（３）証券仲介業に係る業務委託契約の締結

協会員は、証券仲介業に係る業務委託契約を締結するときは、当該委託契約において証券仲介業者が法令、諸規則を遵守すること、協会員の指導に従うこと、本協会が行う外務員等の処分に従うこと、本協会からの事情聴取又は資料提出の求めに応じること、協会員の行う検査に応じることなどを必要事項として定めなければならない。

（４）協会員の外務員との並存の禁止

協会員は、自己又は他の協会員の外務員が所属する法人等に証券仲介業に係る業務を委託する場合には、自己又は他の協会員の外務員と当該証券仲介業者の外務員とが並存することがないようにしなければならない。

（５）投資勧誘に関する各種規制の遵守

①　協会員は、適合性の原則、重要な事項の説明及び投資家の自己責任原則の徹底について証券仲介業者に周知、徹底させるとともに、証券仲介業者が顧客カードを活用する等により適切な投資勧誘を行える態勢を整備しなければならない。

②　協会員は、証券仲介業者が顧客に対し主観的又は恣意的な特定銘柄の一律集中的推奨などを行うことのないようにしなければならない。

③　会員は、本協会又は証券取引所若しくは証券金融会社が規制措置を行っている

銘柄については、信用取引、株券オプション取引の勧誘を自粛させなければならない。

④　協会員は、店頭有価証券、外国証券並びに国内ＣＰ及び私募社債等の取扱いに係る投資勧誘規制について証券仲介業者に遵守させなければならない。

⑤　特別会員は、証券仲介業者が、投資信託又は外国投資信託の受益証券等の募集又は売付けの勧誘を行うに当たっては、顧客に対し預金等との誤認防止を図るために十分な説明を行わせなければならない。

（６）社内規則の制定、内部管理の徹底等

①　協会員は、証券仲介業者を介した顧客との取引及び顧客管理体制の適正化を図るため、証券仲介業者に社内規則の制定及びその遵守を徹底するとともに、証券仲介業者の業務運営の状況を把握しなければならない。

②　協会員の内部管理責任者が、証券仲介業者の業務が法令等に準拠し、適正に遂行されているかを適切に管理しなければならない。

③　協会員は、証券仲介業者が行う広告等及び景品類の提供について、協会員において審査を受けたものでなければ行わせてはならない。

④　協会員は、証券仲介業者に、顧客からの苦情等に対応する当該協会員の担当部署を顧客に周知させなければならない。

（７）本協会への照会、不適格者の排除

①　協会員は、証券仲介業に係る業務の委託契約を締結しようとする者（個人に限る。）及び証券仲介業者の外務員の登録を受けようとする者について、最近５年間に本協会から処分をうけているかどうかを、本協会に照会しなければならない。

②　本協会は、照会を受けた日前５年間の当該者に係る処分の有無及びその概要について、遅滞なく、当該協会員に回答する。

③　協会員は、外務員の登録取消し処分等を受けた者については５年間、外務員の職務停止処分等を受けた者については当該停止期間中、当該者が外務行為を行うことのないようにしなければならない。

（８）外務員資格の取得及び研修制度

①　協会員は、個人である証券仲介業者（以下「個人証券仲介業者」という。）又は証券仲介業者の役職員が外務員資格（一種資格、信用資格、二種資格のいずれか）を取得していなければ、外務行為を行わせてはならない。

②　協会員は、個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員が、その資格外の外務行為を行うことのないようにしなければならない。

③　協会員は、個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員について、協会員の外務員と同様に、本協会の資格更新研修（５年ごと）を受講させなければならない（特別会員を所属証券会社等とする証券仲介業者にあっては本協会の指定研修（３年ごと）を受講させなければならない）。

（９）外務員の禁止行為

協会員は、個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員が証券仲介行為につき、

顧客への損失補てん、顧客に同意を得ない取引の媒介等の禁止行為及び不適切行為を行うことのないようにしなければならない。

（10）外務員の処分等

① 協会員は、個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員に係る証券事故について事故連絡及び事故顛末報告を行うものとし、本協会は、事故顛末報告を審査のうえ、法令等に違反する行為を行った証券仲介業者の外務員に対し、外務員登録の取消し、職務停止処分（行政処分）及び個人証券仲介業者を含め、外務員資格の取消し、停止処分（協会処分）を行う。

② 本協会は、証券取引等監視委員会の外務員勧告に基づき、証券仲介業者の外務員の登録の取消し、職務停止処分を行ったときは、当該外務員について、違反行為の概要及び処分内容等を公表する。

③ 協会員は、業務停止処分を受けた個人証券仲介業者及び職務停止処分を受けた証券仲介業者の外務員について、速やかに、本協会が指定する研修を受講させるようにしなければならない。

（11）その他

① 協会員は、委託契約を締結した者が証券仲介業の登録を受けた場合、証券仲介業者の商号、名称が変更された場合その他本協会が必要と認める場合に、その内容を本協会に報告しなければならない。

② 複数の協会員が同一の証券仲介業者に証券仲介業の委託を行う場合には、当該複数の協会員のうちから代表する協会員を定め、当該代表する協会員が当該証券仲介業者に係る外務員登録の申請手続き、資格更新研修の受講手続きを行うものとする。

２．店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則（公正慣習規則第２号）の一部改正について（別紙２）

証券仲介業者がグリーンシート銘柄をはじめとする店頭有価証券の投資勧誘を行うに際しての諸規制を遵守するよう会員にその指導、監督を義務付ける。

３．証券外務員等資格試験規則の一部改正について（別紙３）

（１）外務員資格試験の受験

協会員が、外務員資格試験（一種試験、信用試験、二種試験）を受験させることができる者に、個人証券仲介業者、証券仲介業者の役職員及び特別会員の役職員等を追加する。

（２）営業・内部管理責任者資格試験の受験

協会員が、営業責任者又は内部管理責任者資格試験を受験させることができる者に、個人証券仲介業者及び証券仲介業者の役職員を追加する。

（３）受験手続き等

個人証券仲介業者及び証券仲介業者の役職員の受験手続き等について所要の規

定を設ける。

４．協会員と顧客との紛争等の解決のあっせんに関する規則（紛争処理規則第１号）の一部改正について（別紙４）

（１）証券仲介業者の業務に係るあっせん制度

本協会は、顧客から申立てのあった証券仲介業者の業務に係る紛争につき、その解決のあっせんを行う。当該あっせんの申立てがあった場合には、相手方協会員及び証券仲介業者が当事者としてあっせん手続きに参加するものとする。

（２）証券仲介業者の業務に対する苦情相談

本協会は、顧客から証券仲介業者の業務に対する苦情があった場合には、相手方協会員及び証券仲介業者に取り次ぎ、その解決を図る。

（３）周知

本協会は、再発防止のため、苦情の申し出又はあっせんの申立て等について、その概要を協会員及び証券仲介業者に周知する。

５．証券事故の確認申請、審査等に関する規則（公正慣習規則第 12 号）の一部改正について（別紙５）

協会員が行う証券仲介業者又はその役職員の証券事故に係る確認申請等について準用規定を設ける。

６．証券仲介業制度の創設に伴うその他の関係諸規則等の整備

（１）外国証券の取引に関する規則（公正慣習規則第４号）の一部改正について（別紙６）

① 協会員が顧客に対し勧誘を行わずに外国証券を売り付ける場合に、顧客から受領する投資確認書の受入れ義務を廃止し、当該売付けが顧客の意向である旨の記録を作成、保存することとする。

② 協会員が、転売制限が付された外国証券の一部を顧客から買い付ける場合に、顧客から受領する売却に関する指図書の受入れ義務を廃止し、顧客からの指図に係る記録を作成、保存することとする。

③ その他、所要の改正を行う。

（２）証券従業員に関する規則（公正慣習規則第 8 号）の一部改正について（別紙７）

協会員は、従業員として採用しようとする者が、最近５年間又は現に個人証券仲介業者又は証券仲介業者の外務員であるときは、本協会から処分を受けているかどうかについて本協会に照会しなければならない旨を規定する。

（３）協会員の外務員の資格、登録に関する規則（公正慣習規則第 15 号）の一部改正について（別紙８）

① 協会員の外務員に係る登録申請書等の記載事項に証券仲介業者における職務経歴等を追加する。

② 協会員がその役職員について外務員登録を受ける場合の登録拒否要件に、当該登録を受ける者が証券仲介業者の外務員として登録している場合及び個人証券仲介業者として登録している場合を追加する。

（４）国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について（理事会決議）の一部改正について（別紙９）

① 協会員が顧客に対し勧誘を行わずに国内 CP 等又は私募社債を売り付ける場合に、顧客から受領する確認書の受入れ義務を廃止し、当該売付けが顧客の意向である旨の記録を作成、保存することとする。

② 確認書の受入れ義務の廃止に伴い、同確認書の参考様式を削除するなど、所要の改正を行う。

（５）常設委員会及び特別委員会規則の一部改正について（別紙 10）

① 顧客と会員を所属証券会社等とする証券仲介業者との間の紛争処理に関する事項を、自主規制委員会の所管事項に加えることとする。

② 証券仲介業者並びにその役員及び従業員の研修に関する事項を、研修委員会の所管事項に加えることとする。

（６）特別会員委員会規則の一部改正について（別紙 11）

所管事項に顧客と特別会員を所属証券会社等とする証券仲介業者との間の紛争処理に関する事項を加える。

（７）地区協会規則の一部改正について（別紙 12）

① 会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に係る外務員資格の取消し・停止処分、登録事務（外務員の処分を含む。）、事故確認申請書の審査等に関する事務を、会長から地区協会に委任する業務に加えることとする。

② 会員を所属証券会社等とする証券仲介業者並びにその役員及び従業員を対象として独自に行う研修に関する業務を、地区協会が独自に行うことができる業務に加えることとする。

（８）特別会員の組織する団体等に対する業務委託について（理事会決議）の一部改正について（別紙 13）

委託できる業務の範囲に、特別会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に関する業務を加える等、所要の整備を図る。

Ⅲ　施行時期

１．「証券仲介業者に関する規則」は、平成 16 年４月１日から施行する。ただし、第 12 条中「広告等」とあるのは、平成 16 年４月 30 日までの間は「広告」と読み替えるものとする。

２．その他の規則の改正は、平成 16 年４月１日から施行する。ただし、常設委員会及び特別委員会規則第 4 条第 2 号トの規定に係る改正及び外国証券の取引に関する規則第 33 条の規定に係る改正にあっては、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

「証券仲介業者に関する規則」（公正慣習規則第16号）

平成16年3月17日
日 本 証 券 業 協 会

第1章　総　　則

（目　的）

第 1 条　この規則は、協会員の証券仲介業に係る業務の委託に関し、証券仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、協会員が指導、監督することを通じて当該証券仲介業者における適正な業務運営を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。

（定　義）

第 2 条　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1　証券仲介業者　証取法第 66 条の２の規定により金融庁長官の登録を受けた者であって、協会員を所属証券会社等（同法第 66 条の３第１項第４号に規定する者をいう。以下同じ。）とする者をいう。

2　証券仲介業　証取法第２条第 11 項に規定する「証券仲介業」をいう。

3　証券仲介行為　証取法第２条第 11 項各号に掲げる行為をいう。

4　役　　員　法人である証券仲介業者の役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）のうち、証券仲介業を担当する者をいう。（ただし、第 5 条を除く。）

5　従　業　員　証券仲介業者の使用人その他の従業者のうち、当該証券仲介業者の国内に所在する営業所又は事務所において証券仲介業に従事する者をいう。

6　外　務　員　証券仲介業者の役員又は従業員のうち、証取法第 66 条の 23 において準用する同法第 64 条第１項の規定により証券仲介業者の外務員の登録を受けている者をいう。（ただし、第 5 条を除く。）

7　外務行為　証取法第 66 条の 23 において準用する同法第 64 条第１項各号に掲げる行為をいう。

8　店頭有価証券　「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第２号。以下「店頭有価証券規則」という。）第２条に規定する店頭有価証券をいう。

9　外国証券　「外国証券の取引に関する規則」（公正慣習規則第４号。以下「外国証券規則」という。）第２条第１号に規定する外国証券をいう。

10　国内ＣＰ　「国内 CP 等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について」（理事会

決議。以下「国内 CP 等理事会決議」という。）の３．(1)に規定する国内 CP をいう。

11　短 期 社 債 等　国内 CP 等理事会決議の３．(2)に規定する短期社債等のうち、商工組合中央金庫法第 33 条ノ２に規定する短期商工債券、信用金庫法第 54 条の３の２第１項に規定する短期債券及び農林中央金庫法第62条の2第１項に規定する短期農林債券以外のものをいう。

12　貸付債権信託受益権等　国内 CP 等理事会決議の３．(3)に規定する貸付債権信託受益権等をいう。

13　国 内 Ｃ Ｐ 等　国内ＣＰ、短期社債等及び貸付債権信託受益権等をいう。

14　私　　募　国内 CP 等理事会決議の３．(5)に規定する私募をいう。

15　私 募 社 債　国内 CP 等理事会決議の３．(6)に規定する私募社債をいう。

（証券仲介業者に対する法令等の遵守の徹底）

第 3 条　協会員は、証券仲介業者に証取法その他関係法令及び本協会の定款その他の規則（以下「法令等」という。）を周知し、その遵守を徹底しなければならない。

２　協会員は、証券仲介業者に法令等に違反する行為があったことを知ったときは、当該証券仲介業者に対し、その是正を求めなければならない。

（証券仲介業に係る業務委託契約の締結）

第 4 条　協会員は、証券仲介業に係る業務の委託契約を締結するときは、当該委託契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

１　証券仲介業者又はその役員若しくは従業員が証取法その他の関係法令を遵守すること

２　協会員が証券仲介業者に対して本協会の定款その他の規則を遵守するように指導、監督し、証券仲介業者が協会員の指導に従うこと

３　本協会が協会員に対し、個人である証券仲介業者（以下「個人証券仲介業者」という。）又は証券仲介業者の外務員に係る処分を行った場合には、当該個人証券仲介業者又は当該外務員はその処分に従うこと

４　本協会が協会員に対し、証券仲介業者からの事情聴取又は資料提出を求めた場合には、証券仲介業者はこれに応じなければならないこと

５　協会員が証券仲介業者に対し検査を行うことができること及び証券仲介業者はこれに応じなければならないこと

（協会員の外務員との並存の禁止）

第 5 条　協会員は、自己又は他の協会員の外務員が所属する者に証券仲介業に係る業務を行わせてはならない。

2　協会員は、自己又は他の協会員の外務員が所属する者との間で証券仲介業に係る委託を行う際には、当該者が証券仲介業の登録を完了するまでの間に当該外務員の登録が抹消されること、及び当該外務員の登録が抹消されなければ当該証券仲介業に係る委託業務を開始してはならないことを、契約上明確にしなければならない。

3　協会員は、証券仲介業者の役員又は使用人を自己の外務員として登録を受けてはならない。

第２章　投資勧誘及び顧客管理

（投資勧誘の基本原則の徹底等）

第 6 条　協会員は、次に掲げる事項の遵守について、証券仲介業者に周知し、徹底しなければならない。

1　証券仲介業の遂行に当たっては、常に投資者の信頼の確保を第一義とし、法令等を遵守し、投資者本位の営業活動に徹すること

2　顧客の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘に努めること

3　有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引（以下「有価証券の売買その他の取引等」という。）に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めること

4　投資勧誘に当たっては、顧客に対し、証券投資は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させること

2　協会員は、証券仲介業者が「顧客カード」（「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第９号）第４条に基づき協会員が備える「顧客カード」をいう。）を活用する等により適切な投資勧誘を行える態勢を整備しなければならない。

（証券仲介業者の顧客管理体制の整備、社内規則の制定及び内部管理等）

第 7 条　協会員は、証券仲介業者を介した顧客との取引及び顧客管理体制の適正化を図るため、証券仲介業者に社内規則の制定、整備及びその遵守の徹底を指導するとともに、当該証券仲介業者の業務運営の状況を把握しなければならない。

2　協会員は、内部管理責任者（「協会員の内部管理責任者等に関する規則」（公正慣習規則第

13 号）に定める内部管理責任者をいう。）に、証券仲介業者の業務が法令等に準拠し、適正に遂行されているかを監査する等適切に管理させなければならない。

（過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘）

第 8 条　協会員は、証券仲介業者が顧客に対し、主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券又は有価証券の売買に係るオプションの一律集中的推奨を行うことのないようにしなければならない。

2　会員は、本協会若しくは証券取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、証券仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。

1　本協会又は証券取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄

2　証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄

3　会員は、証券取引所が株券オプション取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄については、証券仲介業者に株券オプション取引の勧誘を自粛させなければならない。

（店頭有価証券の取扱い）

第 9 条　証券仲介業者が行う店頭有価証券の売買その他の取引の投資勧誘については、店頭有価証券規則の定めに従うものとする。

（外国証券取引の取扱い）

第 10 条　協会員は、外国証券の取扱いに関し、証券仲介業者に対し、次の各号に掲げる取扱いを遵守させなければならない。

1　対象証券

証券仲介業者が顧客に対して勧誘を行うことのできる外国証券は、所属協会員（所属証券会社等である協会員をいう。以下同じ。）が顧客に対して勧誘を行うことのできる証券に限ること。

2　条件付勧誘により売り付ける場合の取扱い

証券仲介業者が、顧客に対し外国証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この条及び次条において「勧誘」という。）を行い、当該勧誘が売出しに該当しない場合であって、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、外国証券規則第７条第１項に規定する転売制限等告知書を交付すること。

イ　我が国の証取法による開示が行われている外国証券である場合

ロ　所属協会員における売付けの総額が１億円未満の場合

3　勧誘によらず売り付ける場合の取扱い

証券仲介業者が、顧客に対し外国証券の勧誘を行わずに、顧客の外国証券の買付けに係る売買の媒介又は委託の媒介を行い、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、前号イ又はロに掲げる場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行うこと。

（国内 CP 等及び私募社債の取扱い）

第 11 条　協会員は、国内 CP 等及び私募社債の取扱いに関し、証券仲介業者に対し、次の各号に掲げる取扱いを遵守させなければならない。

1　勧誘を行う場合の取扱い

イ　証券仲介業者が、顧客に対し国内 CP 及び短期社債等の勧誘を行うに当たっては、「発行体等に関する説明書」等を当該顧客の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めること。

ロ　証券仲介業者が、顧客に対し貸付債権信託受益権等の勧誘を行うに当たっては、当該貸付債権信託受益権等に関する内容、信託の対象となる貸付債権の概要等を記載した資料を当該顧客の求めに応じて交付する等の方法により、その情報の説明に努めること。

ハ　証券仲介業者が、私募社債の取扱い業務を行う場合には、顧客又は協会員に対し、発行体の作成する発行者情報及び証券情報を記載した資料を当該顧客又は協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めること。

ニ　証券仲介業者が、私募社債の売買取引等（前記ハの取扱い業務に係るものを除く。）の媒介を行う場合には、私募社債の発行体がその社債要項等により私募社債の保有者及び保有者に指定された購入予定者の求めに応じその者に対し当該私募社債に係る発行者情報及び証券情報を直接又は保有者を経由して提供する旨を約しているときには、顧客又は協会員に対し、当該情報（証券取引法に基づき開示が行われている情報を含む。）を記載した資料を当該顧客又は協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めること。

2　勧誘によらず売り付ける場合の取扱い

証券仲介業者が、顧客に対し国内 CP 等又は私募社債の勧誘を行わずに、顧客の国内 CP 等又は私募社債の買付けに係る売買の媒介又は委託の媒介を行い、所属協会員が当該国内 CP 等又は私募社債を売り付ける場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行うこと。

（預金等との誤認防止）

第 12 条　特別会員は、証券仲介業者が、投資信託又は外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券、外国投資証券及び証券取引法施行令第 17 条の２に規定する有価証券の募集又は売付けの勧誘を行うに当たっては、これらの有価証券と預金等との誤認防止を図るため、次に掲げる事項について、書面の交付その他の適切な方法により顧客に対し十分な説明を行わせなければならない。

１　預金等でないこと（保険会社にあっては保険契約でないこと）

２　預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと（保険会社にあっては保険業法第 270 条の３第２項第１号に規定する補償対象契約に該当しないこと）

３　証取法第 79 条の 21 に規定する投資者保護基金による同法第 79 条の 56 の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象でないこと

４　元本の返済が保証されていないこと

５　契約の主体その他預金等との誤認防止に関し参考となる事項

（証券仲介業者が行う広告等の審査）

第 13 条　協会員は、証券仲介業者が行う証券仲介業に係る広告等及び景品類の提供については、「広告等及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第７号。次項において「広告規則」という。）の規定に準じこれを審査したものでなければ、当該証券仲介業者に行わせてはならない。

２　本協会は、証券仲介業者が行った証券仲介業に係る広告等及び景品類の提供が広告規則第３条又は第４条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めたときは、協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

３　協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

（顧客への苦情相談窓口の周知）

第 14 条　協会員は、証券仲介業者に、当該証券仲介業者の業務に関する顧客からの苦情の申出及び顧客との間の紛争に対応する当該協会員の担当部署を顧客に対して周知させなければならない。

第３章　個人証券仲介業者及び外務員等

（本協会への照会）

第 15 条　協会員は、証券仲介業に係る業務の委託契約を締結しようとする者（個人に限る。）及び証券仲介業者において外務員の登録を受けようとする者について、最近５年間に次の各号に掲げる処分を受けているかどうかを、所定の方法により本協会に照会しなければならない。

１　証取法第 66 条の 23 において準用する同法第 64 条の５第１項の規定による証券仲介業者の外務員の登録の取消し、職務停止処分

２　証取法第 64 条の５第１項（同法第 65 条の２第５項において準用する場合を含む。）の規定による外務員の登録の取消し、職務停止処分

３　第 29 条第１項又は第２項の規定による外務員資格の取消し、資格停止処分

４　「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第８号。以下「従業員規則」という。)第 14 条第１項の規定による従業員の不都合行為者処分

５　「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第 15 号。以下「外務員規則」という。)第６条第１項又は第２項の規定による外務員資格の取消し、資格停止処分

２　本協会は、前項の規定により照会を受けたときは、照会を受けた日前５年間の当該者に係る処分の有無及びその概要について、遅滞なく、所定の方法により当該協会員に回答する。

（外務行為の停止）

第 16 条　協会員は、前条第１項に定める者が同項各号のいずれかに該当するときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間は外務行為を行うことのないようにしなければならない。

１　前条第１項第１号、第２号の登録の取消処分、第４号の不都合行為者処分及び第３号、第５号の外務員資格の取消処分　当該処分を受けた日から５年間

２　前条第１項第１号、第２号の職務停止処分及び第３号、第５号の外務員資格停止処分　当該停止期間

（外務員資格）

第 17 条　協会員は、個人証券仲介業者又は証券仲介業者の役員若しくは従業員が外務員規則第４条第１号から第３号までのいずれかの要件を具備していなければ、外務行為を行うことのないようにしなければならない。

２　前項の外務行為の範囲は、外務員規則第２条第２号から第４号の区分に従うものとする。

（資格更新研修の受講等）

第 18 条　会員は、個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員について、第１号及び第２号に定める期間（以下この条において「受講義務期間」という。）内に、本協会の外務員資格更新

研修（以下この条及び次条において「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。

1　当該登録を受けた日後 180 日以内

2　当該登録を受けた日から５年目ごとに５年目ごとの日の属する月の初日から１年以内

2　前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者が当該各号に該当することとなったときの資格更新研修に限り、同項の適用はないものとする。

1　受講義務期間の初日前２年以内に証券外務員等資格試験規則第 12 条第１号から第５号に定める資格試験（次号において「資格試験」という。）に合格した者又は資格更新研修を修了した者

2　受講義務期間内に資格試験に合格した者

3　本協会がやむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると認めた者であって、本協会が指定する期間内に本協会の指定研修を修了した者

3　本協会は、受講義務期間内に資格更新研修を修了しなかった個人証券仲介業者又は証券仲介業者の外務員について、当該期間の最終日（第５項において「受講義務期限」という。）の翌日から当該者の外務員資格（外務員規則第４条第１号から第３号までに規定する外務員資格をいう。以下この条において同じ。）の効力を停止し、その旨を会員を通じて証券仲介業者に通知するものとする。

4　協会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者がその外務員資格の効力の停止が解除されるまでの間は外務行為を行うことのないようにしなければならない。

5　本協会は、第３項の規定により外務員資格の効力を停止された者が当該受講義務期限の翌日から 180 日以内に、資格更新研修を受講し修了したときは、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その旨を会員を通じて証券仲介業者に通知するものとする。

6　本協会は、前項の規定による資格更新研修を修了しなかった者について、外務員資格を取消し、その旨を会員を通じて証券仲介業者に通知するものとする。

7　本協会は、第３項、第５項又は前項の通知を行ったときは、これを当該証券仲介業者の全ての所属協会員に周知するものとする。

（指定研修の受講）

第 19 条　特別会員は、個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員（会員を所属証券会社等とする個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員を除く。）について、第１号及び第２号に定める期間（次項において「受講義務期間」という。）内に、本協会が指定する研修（次項において「本協会の指定研修」という。）を受講させなければならない。

1　当該登録を受けた日後 180 日以内

2　当該登録を受けた日から３年目ごとに３年目ごとの日の属する月の初日から１年以内

２　前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者が当該各号に該当することとなったときの本協会の指定研修に限り、同項の適用はないものとする。

１　受講義務期間の初日前２年以内に証券外務員等資格試験規則第 12 条第１号から第５号まで、第９号又は第 10 号に定める資格試験（次号において「資格試験」という。）に合格した者、資格更新研修を修了した者又は本協会の指定研修を受講した者

2　受講義務期間内に資格試験に合格した者

（証券仲介業者の外務員の登録事務）

第 20 条　協会員は、証券仲介業者がその外務員の登録申請書又は同登録事項の変更等の届出書を本協会に提出しようとする場合には、当該協会員を通じて当該登録申請書等を本協会に提出させなければならない。

２　本協会が行う証券仲介業者の外務員の登録に関する事務（証取法第 66 条の 23 において準用する同法第 64 条の 7 第１項の規定により金融庁長官から委任を受けた証券仲介業者の外務員の登録に関する事務をいう。）については、証取法の規定に従うとともに、外務員規則の規定に準じて行われるものとする。この場合において、証券仲介業者に対して通知する必要があるときは、協会員を通じて行うものとする。

（証券仲介業者の外務員処分の通知及び所属協会員への周知）

第 21 条　本協会は、証券仲介業者の外務員について、証取法第 66 条の 23 において準用する同法第 64 条の５第１項の規定による証券仲介業者の外務員の登録の取消し又は職務停止処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を協会員を通じて証券仲介業者に通知するものとする。

２　本協会は、前項の通知を行ったときは、これを全ての所属協会員に周知するものとする。

（証券仲介業者の外務員についての処分内容の公表）

第 22 条　本協会は、前条第１項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表するものとする。

１　公表対象

証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第 20 条第１項の規定に基づき、勧告を行ったもの

２　公表内容

所属する証券仲介業者名、所属する営業所又は事務所の名称、役職名、法令等違反行為の概要及び処分内容

（外務員の職務停止処分者等の研修）

第 23 条　協会員は、証取法第 66 条の 18 第１項の規定により証券仲介業者の業務停止処分を受けた個人証券仲介業者及び証取法第 66 条の 23 において準用する同法第 64 条の５第１項の規定により証券仲介業者の外務員の職務停止処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修を受講させなければならない。

（禁止行為）

第 24 条　協会員は、個人証券仲介業者又は証券仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

1　証券仲介行為につき、有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引（以下この号、次号及び第３号において「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第３号において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込ませ、若しくは約束させること。

2　証券仲介行為につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込ませ、若しくは約束させること。

3　証券仲介行為につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること。

4　証券仲介行為につき、顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等の媒介を行うこと。

5　いかなる名義を用いているかを問わず、所属協会員以外の協会員に顧客の有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと。

6　いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引又は有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行うこと。

7　証券仲介行為につき、顧客カード等により知り得た投資資金の額その他の事項に照らし、

過当な数量の有価証券の売買その他の取引等の勧誘を行うこと。

8　有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引について、証券仲介業に係る顧客と損益を共にすることを、約束して勧誘し又は実行すること。

9　証券仲介業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等の媒介につき、自己がその相手方となって当該有価証券の売買その他の取引等を成立させること。

10　顧客の有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引又は有価証券の名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。

11　証券仲介業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等の媒介を行う場合において、本人名義以外の名義を使用していることを知りながら当該媒介を行うこと。

12　自己の有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引について顧客の名義又は住所を使用すること。

13　所属する証券仲介業者又は所属協会員から顧客に交付するために預託された証券仲介業に関する書類を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。

14　証券仲介業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に関して顧客と金銭、有価証券の貸借（顧客の債務の立替えを含む。）を行うこと。

15　証券仲介業により知り得た秘密を漏洩すること。

16　協会員の審査を受けずに、個人証券仲介業者又は外務員限りで証券仲介業に係る広告等又は景品類の提供を行うこと。

17　証券仲介行為につき、投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(「証券会社に関する内閣府令」第 21 条第２号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。)、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、証券取引所に上場されているもの及び店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（証取法第２条第３項第１号に規定する適格機関投資家を除く。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。

18　証券仲介業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等の媒介につき、証取法第 42 条第１項第５号又は第６号に掲げる行為を行うこと。

（不適切行為）

第 25 条　協会員は、証券仲介業に関し、個人証券仲介業者又は証券仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為（以下次条において「不適切行為」という。）を行うことのないようにしなければならない。

1　銘柄、価格、数量、指値又は成行の区別等顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等の媒介を行うこと。

2　有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引の性格又は取引の条件について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。

3　有価証券の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落又は有価証券指数等先物取引（外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。）の約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。

4　顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等を媒介する際に、過失により事務処理を誤ること。

（事故連絡）

第 26 条　協会員は、証券仲介業に関し、個人証券仲介業者若しくは証券仲介業者の外務員又はこれらであった者に法令又は第 17 条、第 24 条各号に違反する行為若しくは前条各号の不適切行為（以下この条及び次条において「証券事故」という。）があったことを知ったときは、直ちにその事情を調査するとともに、当該証券事故の内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない（不適切行為が過失による場合には事故連絡書の提出は要しない）。

2　本協会は、前項の事故連絡書の証券事故の内容について、必要があると認めるときは、当該協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

3　協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

（事故顛末報告）

第 27 条　協会員は、前条に規定する証券事故についてその詳細が判明したときは、遅滞なく、その顛末を記載した所定の様式による事故顛末報告書を本協会に提出しなければならない（不適切行為が過失による場合には事故顛末報告書の提出は要しない）。

（審　査）

第 28 条　本協会は、前条の規定により事故顛末報告書の提出があったときは、その内容について審査する。

2　本協会は、前項の審査のために必要があると認めるときは、当該協会員に対し、その報告の内容について説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。

3　協会員は、前項に規定する説明又は証拠書類等の提出の請求に応じなければならない。

（外務員資格の取消し、停止処分）

第 29 条　本協会は、前条の規定により協会員から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、個人証券仲介業者若しくは証券仲介業者の外務員又はこれらであった者が証取法第 66 条の 18 第１項の規定による証券仲介業者の登録に関する処分又は証取法第 66 条の 23 において準用する同法第 64 条の５第１項の規定による外務員の登録に関する処分に相当する場合と認めたときは、当該者の外務員資格（外務員規則第４条に規定する全ての外務員資格をいう。次項において同じ。）を取り消し（以下この条において「外務員資格取消処分」という。）、又は２年以内の期間を定めて当該者の外務員資格の効力を停止（以下この条において「外務員資格停止処分」という。）する。

2　本協会は、前項又は外務員規則第６条第１項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該者の外務員資格を取り消す。

1　１月を超える期間の外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から５年以内に、再度その外務員資格の効力の停止期間が１月を超える外務員資格停止処分を受けることとなったとき

2　外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から５年以内に、再度外務員資格停止処分を受け、かつ、当該期間中にさらに外務員資格停止処分を受けることとなったとき

3　本協会は、前２項の規定により外務員資格取消処分、又は外務員資格停止処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該協会員を通じて当該証券仲介業者に通知するものとする。

4　本協会は、前項の通知を行ったときは、これを当該証券仲介業者の全ての所属協会員に周知するものとする。

5　協会員は、第１項又は第２項の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から５年間は、当該者が外務行為を行うことのないようにしなければならない。ただし、第８項において準用する従業員規則第 17 条第１項の規定により外務員資格取消処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。

6　協会員は、第１項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、当該者が外務行為を行うことのないようにしなければならない。ただし、

第８項において準用する従業員規則第 17 条第１項の規定により外務員資格停止処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。

7　協会員は、第１項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修を受講させなければならない。

8　従業員規則第 15 条から第 17 条までの規定は、第１項又は第２項の規定により外務員資格取消処分を受けた者及び外務員資格停止処分を受けた者について準用する。

第４章　雑　　則

（報　告）

第 30 条　協会員は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式によりその内容を本協会に報告しなければならない。

1　証券仲介業の委託契約を締結した者が証券仲介業の登録を受けた場合

2　証券仲介業者に証券仲介行為に係る業務の委託を行った場合

3　証券仲介業者に前号の委託を行わなくなった場合

4　証券仲介業者の商号、名称又は氏名が変更された場合

5　証券仲介業者が登録を受ける財務局（財務支局）が変更された場合

6　証券仲介業に関連し、証券仲介業者又はその役員若しくは従業員に法令又は諸規則に反する行為があったことを知った場合（第 26 条の規定に基づく「事故連絡書」及び第 27 条の規定に基づく「事故顛末報告書」により報告を行った場合を除く。次号において同じ。）

7　前号の行為の詳細が判明した場合

8　証券仲介業者に対し証取法の規定に基づく検査が開始されたこと、及び当該検査が終了したことを知った場合

9　証券仲介業者が証取法第 66 条の 18 の規定による登録の取り消し、業務の停止又は役員の解任命令を受けたことを知った場合

10　証券仲介業に関連し、証券仲介業者又はその役員若しくは従業員が証取法その他の法令の規定により罰金以上の刑を受けたことを知った場合

11　証券仲介業に関連し、証券仲介業者が訴訟又は調停の当事者となったことを知った場合及び訴訟又は調停が終結したことを知った場合（定款の施行に関する規則第６条第１項第 42 号又は第２項第 25 号の規定に基づく報告を行った場合を除く。）

12　前各号に掲げる場合のほか本協会が必要と認める場合

（複数の協会員が委託を行う場合の取扱い）

第 31 条　一の証券仲介業者に複数の協会員が証券仲介業の委託を行うこととなった場合には、当該複数の協会員が協議し、当該複数の協会員を代表する一の協会員（以下「代表協会員」という。）を定め、代表協会員は、当該証券仲介業者の同意書を添付のうえ、直ちに所定の様式により本協会に届け出るものとする。代表協会員を変更した場合も同様とする。

２　前項において、一の証券仲介業者に会員及び特別会員が証券仲介業の委託を行うこととなった場合には、当該会員のうちから代表協会員を定めるものとする。

３　証券仲介業者に係る本協会への次の各号に掲げる手続きについては、代表協会員が行うものとする。

１　第 18 条第１項に定める本協会の外務員資格更新研修の受講の申込み

２　第 19 条第１項に定める本協会の指定研修の実施の報告

３　第 20 条第１項に定める外務員の登録申請書等の提出

４　前条第１号、第４号及び第５号の報告

５　前各号に掲げる場合のほか本協会が必要と認める場合

４　本協会は、前項の場合において、証券仲介業者に対して通知をする必要があるときは、代表協会員を通じて行うものとする。

（電磁的方法による書面の交付等）

第 32 条　第 10 条第２号に規定する転売制限等告知書については、当該書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）の定めに準じて、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

付　　則

この規則は、平成 16 年４月１日から施行する。ただし、第 13 条中「広告等」とあるのは、平成 16 年 4 月 30 日までの間は「広告」と読み替えるものとする。

「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第２号）の一部改正について

平成１６年3月１７日

（下線部分変更）

新	旧
（定　義） **第 2 条** この規則における用語の定義は、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)第 2 条各号及び「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 2。以下「売買規則」という。）第 2 条各号に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。 １ ｝　　（現行どおり） ３ ４ グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券のうち、取扱会員（次号に定める会員をいう。）<u>及び当該取扱会員が委託を行う証券仲介業者</u>が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。 ５ 取扱会員 店頭取扱有価証券をグリーンシート銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券をグリーンシート銘柄として指定した後において<u>、当該会員が委託を行う証券仲介業者とともに</u>当該グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると<u>同時に</u>本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。	**（定　義）** **第 2 条** この規則における用語の定義は、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)第 2 条各号及び「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 2。以下「売買規則」という。）第 2 条各号に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。 １ ｝　　（省　略） ３ ４ グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券のうち、取扱会員（次号に定める会員をいう。）が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。 ５ 取扱会員 店頭取扱有価証券をグリーンシート銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券をグリーンシート銘柄として指定した後において当該グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると<u>ともに</u>本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。
（店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示） **第 14 条** 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報（以下「価格情報」という。）を提示する場合は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格情報と併せて会員名、取扱部店名<u>（当該会員が委託を行う証券仲介業者の部店を含む。）</u>及び当該価格情報の提示日並びに当該価格情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。ただし、第 4章に定めるところにより、取扱会員がグリーンシート銘柄の価格情報を提示する場合は、この限りでない。	**（店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示）** **第 14 条** 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報（以下「価格情報」という。）を提示する場合は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格情報と併せて会員名、取扱部店名及び当該価格情報の提示日並びに当該価格情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。ただし、第 4章に定めるところにより、取扱会員がグリーンシート銘柄の価格情報を提示する場合は、この限りでない。
（店頭取扱有価証券の範囲） **第 16 条** 店頭取扱有価証券とは、次のいずれかに該当する発行会社の発行する株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券（店頭売買有価証券の発行会社が発行する本協会に登録されていないもの及び上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていないものを除く。以下「株券等」とい	**（店頭取扱有価証券の範囲）** **第 16 条** 店頭取扱有価証券とは、次のいずれかに該当する発行会社の発行する株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券（店頭売買有価証券の発行会社が発行する本協会に登録されていないもの及び上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていないものを除く。以下「株券等」とい

新	旧
う。）をいうものとする。	う。）をいうものとする。
1　（現行どおり）	1　（省　略）
2 公認会計士又は監査法人により、証取法に準ずる監査が行われ、又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）に基づく監査若しくは商法特例法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を会員及び当該会員が委託を行う証券仲介業者が投資勧誘を行う際の説明用資料（以下「会社内容説明書」という。）として利用できる発行会社	2 公認会計士又は監査法人により、証取法に準ずる監査が行われ、又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）に基づく監査若しくは商法特例法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を会員が投資勧誘を行う際の説明用資料（以下「会社内容説明書」という。）として利用できる発行会社
2 **・・・**　（現行どおり） **3**	**2** **・・・**　（省　略） **3**
（会社内容説明書の要件）	**（会社内容説明書の要件）**
第 17 条　会社内容説明書は、会員又は発行会社において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。	**第 17 条**　会社内容説明書は、会員又は発行会社において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。
1 店頭取扱有価証券が株券等である場合は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書のうち第二部「企業情報」の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表及び連結財務諸表については、当該店頭取扱有価証券の発行会社が前条第1項第1号の規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。	1 店頭取扱有価証券が株券等である場合は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書のうち第一部「証券情報」の「事業の概況等に関する特別記載事項」及び第二部「企業情報」の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表及び連結財務諸表については、当該店頭取扱有価証券の発行会社が前条第1項第1号の規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。
2 ・・・　（現行どおり） 3	2 ・・・　（省　略） 3
（譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘）	**（譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘）**
第 20 条　（現行どおり）	**第 20 条**　（省　略）
2 **・・・**　（現行どおり） **3**	**2** **・・・**　（省　略） **3**
4 会員は、第1項及び第2項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店（当該会員が委託を行う証券仲介業者の部店を含む。）に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。	**4** 会員は、第1項及び第2項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。
（会社内容説明書等の提出及び縦覧）	**（会社内容説明書等の提出及び縦覧）**
第 30 条　（現行どおり）	**第 30 条**　（省　略）
2 取扱会員は、直近の会社内容説明書等をグリーンシート銘柄の投資勧誘を行う取扱部店（当	**2** 取扱会員は、直近の会社内容説明書等をグリーンシート銘柄の投資勧誘を行う取扱部店（以

新	旧
該会員が委託を行う証券仲介業者の部店を含む。以下「取扱部店」という。）に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。	下「取扱部店」という。）に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。
3　（現行どおり）	**3**　（省　略）
証券仲介業者に対する指導及び監督） **第 46 条**　会員は、委託先の証券仲介業者に対し、第 3 条、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 20 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 26 条第 1 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 5 項、第 32 条第 4 項、第 33 条第 2 項、第 35 条、第 36 条、第 37 条の 2 並びに第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。	（新　設）
付　則 **1**　この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 **2**　改正後の第 17 条第 1 号の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度に係る会社内容説明書から適用する。	

「証券外務員等資格試験規則」の一部改正について

平成１６年3月１７日
（下線部分変更）

新	旧
(受験資格) 第13条　協会員が、試験を受けさせることのできる者は、次に掲げる者とする。 １　一種外務員資格試験 イ ～　　（現行どおり） ハ ニ　特別会員の従業員（特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において当該特別会員の証取法第６５条の２第１項の登録及び同条第３項の認可に係る業務（本号において「登録等証券業務」という。）に従事する者をいう。以下同じ。）又はその特別会員が従業員として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ホ　特別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「特別会員支配会社」という。）の使用人又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 へ　特別会員の登録等証券業務に関連する業務を行っている関連会社（関連会社の使用人が特別会員の従業員になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社に限る。以下「特別会員の関連会社」という。）の使用人（派遣労働者を除く。）のうち二種外務員の資格を有する者 ト　証券仲介業者（証券仲介業の登録を受ける前の者であって、証券仲介業に係る業務の委託契約を締結した者を含む。第２号及び第３号並びに第21条第１項及び第２項において同じ。）若しくはその使用人又は証券	(受験資格) 第13条　協会員が、試験を受けさせることのできる者は、次に掲げる者とする。 １　一種外務員資格試験 イ ～　　（　省　略　） ハ （　新　設　） （　新　設　） （　新　設　） （　新　設　）

新	旧
仲介業者が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者	
2　信用取引外務員資格試験	2　信用取引外務員資格試験
イ	イ
～　（現行どおり）	～　（　省　略　）
ハ	ハ
ニ　特別会員の従業員又はその特別会員が従業員として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者	（　新　設　）
ホ　特別会員支配会社の使用人又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者	（　新　設　）
へ　特別会員の関連会社の使用人（派遣労働者を除く。）のうち二種外務員の資格を有する者	（　新　設　）
ト　証券仲介業者若しくはその使用人又は証券仲介業者が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者	（　新　設　）
3　二種外務員資格試験	3　二種外務員資格試験
イ	イ
～　（現行どおり）	～　（　省　略　）
ハ	ハ
ニ　特別会員の従業員又はその特別会員が従業員として採用しようとする者	（　新　設　）
ホ　特別会員支配会社の使用人又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者	（　新　設　）
へ　特別会員の関連会社の使用人（派遣労働者を除く。）	（　新　設　）
ト　証券仲介業者若しくはその使用人又は証券仲介業者が使用人として採用しようとする者	（　新　設　）

新	旧
4　会員営業責任者資格試験 イ ～　　（現行どおり） ロ ハ　証券仲介業者（証券仲介業の登録を受けた者に限る。）又はその役員若しくは使用人（派遣労働者を除く。）であって一種外務員の資格を有する管理職者	4　会員営業責任者資格試験 イ ～　（　省　略　） ロ （　新　設　）
5　会員内部管理責任者資格試験 イ ～　　（現行どおり） ロ ハ　証券仲介業者（証券仲介業の登録を受けた者に限る。）又はその役員若しくは使用人（派遣労働者を除く。）であって一種外務員の資格を有する者	5　会員内部管理責任者資格試験 イ ～　（　省　略　） ロ （　新　設　）
6　特別会員一種外務員資格試験 イ　特別会員の従業員又はその特別会員が従業員として採用しようとする者のうち外務員規則第４条第５号に規定する特別会員二種外務員の資格（以下「特別会員二種外務員の資格」という。）を有する者 ロ　特別会員支配会社の使用人又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち特別会員二種外務員の資格を有する者 ハ　特別会員の関連会社の使用人（派遣労働者を除く。）のうち特別会員二種外務員の資	6　特別会員一種外務員資格試験 イ　特別会員の従業員（特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において当該特別会員の証取法第６５条の２第１項の登録及び同条第３項の認可に係る業務（本号において「登録等証券業務」という。）に従事する者をいう。以下同じ。）又はその特別会員が従業員として採用しようとする者のうち外務員規則第４条第５号に規定する特別会員二種外務員の資格（以下「特別会員二種外務員の資格」という。）を有する者 ロ　特別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「特別会員支配会社」という。）の使用人又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち特別会員二種外務員の資格を有する者 ハ　特別会員の登録等証券業務に関連する業務を行っている関連会社（関連会社の使用

新	旧
格を有する者	人が特別会員の従業員になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社に限る。以下「特別会員の関連会社」という。）の使用人（派遣労働者を除く。）のうち特別会員二種外務員の資格を有する者
7 ～　（現行どおり） 8	7 ～　（　省　略　） 8
9　特別会員営業責任者資格試験 イ ～　（現行どおり） ロ ハ　証券仲介業者（証券仲介業の登録を受けた者であって、特別会員のみを所属証券会社等とする者に限る。）又はその役員若しくは使用人（派遣労働者を除く。）であって一種外務員の資格又は特別会員一種外務員の資格を有する管理職者	9　特別会員営業責任者資格試験 イ ～　（　省　略　） ロ （　新　設　）
10　特別会員内部管理責任者資格試験 イ ～　（現行どおり） ロ ハ　証券仲介業者（証券仲介業の登録を受けた者であって、特別会員のみを所属証券会社等とする者に限る。）又はその役員若しくは使用人（派遣労働者を除く。）であって一種外務員の資格又は特別会員一種外務員の資格を有する者	10　特別会員内部管理責任者資格試験 イ ～　（　省　略　） ロ （　新　設　）
2　（現行どおり）	2　（　省　略　）
(証券仲介業者等に係る受験手続き) 第21条　協会員は、証券仲介業者若しくはその使用人又は証券仲介業者が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせようとするとき	（　新　設　）

新	旧
は、当該証券仲介業者の商号、名称又は氏名等について、予め所定の様式により本協会に届出を行い、本協会の確認を得るものとする。 ２　協会員が、第13条の規定に基づき証券仲介業者の使用人として採用しようとする者に受けさせることができる試験は、当該証券仲介業者が使用人として採用しようとする日前 90 日以内に実施されるものに限る。 ３　協会員は、証券仲介業者が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせたにもかかわらず、当該試験に合格した者を採用しないこととなった場合には、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。 ４　委員会は、前項の規定により、協会員が届出を行った場合、当該合格者の合格を取り消すものとする。 ５　証券仲介業者（本項及び次項において、証券仲介業の登録（以下「登録」という。）を受ける前の者をいう。）が登録の申請を取り止め、若しくは証取法66条の23において準用する同法62条第３項の規定に基づき登録拒否に係る通知を受けた場合、登録を受ける日前にその使用人が退職した場合、又は使用人として採用しようとする者を採用しないこととなった場合には、当該証券仲介業者若しくはその使用人（使用人として採用しようとする者を含む。）に試験を受けさせた協会員は、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。 ６　協会員が、試験を受けさせた証券仲介業者又はその使用人が所属する証券仲介業者との間の証券仲介業に係る業務の委託契約を当該証券仲介業者が登録を受ける前に解除した場合、当該証券仲介業者が他の協会員との間で証券仲介業に係る業務の委託契約を締結していないときは、当該試験を受けさせた協会員は、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。	

新	旧
7　前２項の規定により、協会員が届出を行った場合、その受験の申出が行われなかったものとして取り扱うこととする。 8　一の証券仲介業者に複数の協会員が証券仲介業に係る業務の委託を行う場合、第16条（受験手続き）及び前各項の規定については、それぞれの規定にかかわらず、代表協会員（当該証券仲介業者が登録を受けた者にあっては、証券仲介業者に関する規則第 31 条第１項に規定する「代表協会員」をいい、当該証券仲介業者が登録前の者にあっては、同項の規定に準じて定めるとともに本協会への届出を行うものとする。）に適用する。	
(協会員等の役員に対する準用) 第22条　第13条第１項第１号から第３号、第６号、第７号、同条第２項、第17条、第20条及び第21条の規定は、協会員の役員（外国証券会社及び外国の登録金融機関については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）並びに会員支配会社、特別会員支配会社、会員の関連会社、特別会員の関連会社、第20条に規定する本協会に加入しようとする者及び証券仲介業者の役員について準用する。	(協会員等の役員に対する準用) 第21条　第13条第１項第１号から第３号、第６号、第７号、同条第２項、第17条及び第20条の規定は、協会員の役員（外国証券会社及び外国の登録金融機関については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）並びに会員支配会社、特別会員支配会社、会員の関連会社、特別会員の関連会社及び前条に規定する本協会に加入しようとする者の役員について準用する。
付　　則 1　この改正は平成16年４月１日から施行する。 2　この改正規定の施行に伴い、「証券仲介業制度の施行に伴う証券外務員試験の受験資格に係る暫定的取扱いについて」（理事会決議）は廃止する。 　なお、同理事会決議に基づき証券仲介業申請予定者等に試験を受験させた「会員」は、この規則第 21 条第５項及び第６項に基づく届出を行うものとし、当該届出が行われた場合にあっては、同条第７項を適用するものとする。	

「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」（紛争処理規則第１号）の一部改正について

平成 16 年 3 月 17 日
（下線部分変更）

新	旧
(目的) 第１条　この規則は、定款第７条の規定に基づき、協会員及び証券仲介業者の業務に対する顧客からの苦情の申出及び紛争の解決の申立てについて、公正中立な立場から、迅速かつ透明度の高い処理を図ることにより、投資者の信頼を確保し、もって証券市場の健全な発展に資することを目的とする。	(目的) 第１条　この規則は、定款第７条の規定に基づき、協会員の業務に対する顧客からの苦情の申出及び紛争の解決の申立てについて、公正中立な立場から、迅速かつ透明度の高い処理を図ることにより、投資者の信頼を確保し、もって証券市場の健全な発展に資することを目的とする。
（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。 1　苦情 顧客が、協会員及び証券仲介業者の行う業務に関し、協会員及び証券仲介業者に責任若しくは責務に基づく行為を求めるもの、又は損害が発生するとして賠償若しくは改善を求めるものをいう。 2　紛争 前号に規定する苦情のうち、協会員及び証券仲介業者と顧客との間で解決できないものをいう。 ３　（　現行どおり　）	（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。 1　苦情 協会員の顧客が、協会員の行う業務に関し、協会員に責任若しくは責務に基づく行為を求めるもの、又は損害が発生するとして賠償若しくは改善を求めるものをいう。 2　紛争 前号に規定する苦情のうち、協会員と顧客との間で解決できないものをいう。 ３　（　省　略　）
第３条　（　現行どおり　）	第３条　（　省　略　）
(管轄区域) 第４条　あっせん委員は、当該地区協会の管轄区域内に所在する協会員の本店、支店その他の営業所並びに証券仲介業者の営業所又は事務所において有価証券の売買その他の取引等に関し、当該協会員及び証券仲介業者と顧客との間に生じた紛争の解決のあっせんを行う。 ２　前項の規定にかかわらず、紛争の解決のあっせんにつき顧客又は協会員及び証券仲介業者から申立てがあった場合において、本協会が指定し、かつ、当事者が合意したものについては、本協会が指定する地区協会のあっせん委員が紛争の解決のあっせんを行うものとする。	(管轄区域) 第４条　あっせん委員は、当該地区協会の管轄区域内に所在する協会員の本店、支店その他の営業所において有価証券の売買その他の取引等に関し当該協会員と顧客との間に生じた紛争の解決のあっせんを行う。 ２　前項の規定にかかわらず、紛争の解決のあっせんにつき顧客又は協会員から申立てがあった場合において、本協会が指定し、かつ、当事者が合意したものについては、本協会が指定する地区協会のあっせん委員が紛争の解決のあっせんを行うものとする。
(苦情の解決の促進) 第５条　協会員及び証券仲介業者は、その業務に対する顧客からの苦情の解決の促進を図るた	(苦情の解決の促進) 第５条　協会員は、その業務に対する顧客からの苦情の解決の促進を図るため、あっせん委員及

新	旧
め、あっせん委員及び証券あっせん・相談センターの業務に協力しなければならない。	び証券あっせん・相談センターの業務に協力しなければならない。
第６条 ～ 第９条　（　現行どおり　）	第６条 ～ 第９条　（　省　　略　）
(あっせんの申立ての受理) 第 10 条　あっせん委員は、顧客又は協会員及び証券仲介業者から申立てのあった紛争につき、その解決のあっせんを行う。 ２　顧客又は協会員及び証券仲介業者は、あっせんの申立てをするときは、あっせん委員に、その申立ての趣旨及び紛争の要点を明らかにした細則に定める様式によるあっせん申立書２通（証券仲介業者が紛争の当事者である場合は３通）を提出するものとする。また、その申立てに関する証拠書類がある場合には、その原本又は謄本を提出するものとする。 ３　協会員及び証券仲介業者は、あっせんの申立てをするときは、予め当該紛争の相手方である顧客がその申立てについて同意したことを証する書面を提出するものとする。 ４　あっせん委員は、あっせんの申立てを受理したときは、あっせん申立書１通を当該紛争の相手方である顧客又は協会員及び証券仲介業者に交付する。 ５　（　現行どおり　）	(あっせんの申立ての受理) 第 10 条　あっせん委員は、顧客又は協会員から申立てのあった紛争につき、その解決のあっせんを行う。 ２　顧客又は協会員は、あっせんの申立てをするときは、あっせん委員に、その申立ての趣旨及び紛争の要点を明らかにした細則に定める様式によるあっせん申立書２通を提出するものとする。また、その申立てに関する証拠書類がある場合には、その原本又は謄本を提出するものとする。 ３　協会員は、あっせんの申立てをするときは、予め当該紛争の相手方である顧客がその申立てについて同意したことを証する書面を提出するものとする。 ４　あっせん委員は、あっせんの申立てを受理したときは、あっせん申立書１通を当該紛争の相手方である顧客又は協会員に交付する。 ５　（　省　　略　）
(あっせん申立金) 第 11 条　顧客又は協会員及び証券仲介業者は、前条に規定するあっせんの申立てを行い受理された場合には、受理後 10 日以内に、細則に定めるあっせん申立金を本協会に納入しなければならない。 ２ ３　（　現行どおり　）	(あっせん申立金) 第 11 条　顧客又は協会員は、前条に規定するあっせんの申立てを行い受理された場合には、受理後 10 日以内に、細則に定めるあっせん申立金を本協会に納入しなければならない。 ２ ３　（　省　　略　）
第 12 条　（　現行どおり　）	第 12 条　（　省　　略　）
(協会員及び証券仲介業者のあっせん手続への参加義務) 第 13 条　顧客からあっせんの申立てのあった場合には、当該紛争の相手方である協会員及び証券仲介業者は、あっせん委員のあっせん手続に参加しなければならない。	(協会員のあっせん手続への参加義務) 第 13 条　顧客からあっせんの申立てのあった場合には、当該紛争の相手方である協会員は、あっせん委員のあっせん手続に参加しなければならない。
(答弁書の提出) 第 14 条　第 10 条第４項の規定によりあっせん申立書の交付を受けた顧客又は協会員及び証券仲介業者は、遅滞なくその申立てに対する答弁又	(答弁書の提出) 第 14 条　第 10 条第４項の規定によりあっせん申立書の交付を受けた顧客又は協会員は、遅滞なくその申立てに対する答弁又は抗弁の要点を明

新	旧
は抗弁の要点を明らかにした細則に定める様式による答弁書２通及び証拠書類がある場合には、その原本又は謄本をあっせん委員に提出しなければならない。	らかにした細則に定める様式による答弁書２通及び証拠書類がある場合には、その原本又は謄本をあっせん委員に提出しなければならない。
２　（　現行どおり　）	２　（　省　略　）
(事情聴取) 第 15 条　あっせん委員は、期日を定めて紛争の当事者である顧客及び協会員<u>並びに証券仲介業者</u>(以下「当事者」という。)若しくは参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。	(事情聴取) 第 15 条　あっせん委員は、期日を定めて紛争の当事者である顧客及び協会員(以下「当事者」という。)若しくは参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。
２　前項の規定により、出席を求められた当事者は、自ら出席しなければならない。この場合において、法人である顧客又は協会員<u>若しくは証券仲介業者</u>は、自己を代表する者を定め当該者を出席させるときは、あっせん委員に対して、当該者が自己を代理する者である旨の委任状を提出するものとする。	２　前項の規定により、出席を求められた当事者は、自ら出席しなければならない。この場合において、法人である顧客又は協会員は、自己を代表する者を定め当該者を出席させるときは、あっせん委員に対して、当該者が自己を代理する者である旨の委任状を提出するものとする。
３ ｝　（　現行どおり　） ４	３ ｝　（　省　略　） ４
(資料等の徴求) 第 16 条　あっせん委員は、当事者に対し、あっせんに必要な事項について文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。	(資料等の徴求) 第 16 条　（　省　略　）
２　協会員<u>及び証券仲介業者</u>は、前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。	２　協会員は、前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
第 17 条　（　現行どおり　）	第 17 条　（　省　略　）
(あっせんの申立ての取下げ) 第 18 条　顧客は、いつでも、細則に定める様式によるあっせん申立取下書をあっせん委員に提出して、あっせん申立てを取り下げることができる。	(あっせんの申立ての取下げ) 第 18 条　（　省　略　）
２　あっせん委員は、前項の規定によりあっせんの申立ての取下げが行われたときは、その旨を当該紛争の相手方である協会員<u>及び証券仲介業者</u>に通知する。	２　あっせん委員は、前項の規定によりあっせんの申立ての取下げが行われたときは、その旨を当該紛争の相手方である協会員に通知する。
３　あっせんの申立てを行った協会員<u>及び証券仲介業者</u>は、当該あっせんの申立てを取り下げることができない。ただし、顧客が同意した場合には、この限りでない。	３　あっせんの申立てを行った協会員は、当該あっせんの申立てを取り下げることができない。ただし、顧客が同意した場合には、この限りでない。
(あっせん案の提示) 第 19 条　あっせん委員は、紛争の解決に資するため相当であると認めたときは、当事者双方のために衡平に考慮し、申立ての趣旨に反しない限度においてあっせん案を作成し、これを当事者	(あっせん案の提示) 第 19 条　（　省　略　）

新	旧
双方に提示してその受諾を勧告するものとする。 2　前項の規定によるあっせん案を顧客が受諾したときは、当該紛争の相手方である協会員及び証券仲介業者は、これを受諾し、すみやかにそのあっせん案に基づく義務を履行するものとする。ただし、協会員及び証券仲介業者は、あっせん案を受諾し難い場合には、すみやかに、当該あっせん案により支払うべき金銭を本協会に預託し、債務不存在確認訴訟等の訴訟を提起するものとする。 3　前項ただし書に基づく預託金については、同項の訴訟に係る第 1 回目の口頭弁論が行われた後に、当該協会員及び証券仲介業者からの申出により当該協会員及び証券仲介業者に返還する。 4　前項に規定する預託金については、本協会が銀行預金として預け入れ、当該預金に金利が付された場合には、付された金利を付して協会員及び証券仲介業者に返還するものとする。	2　前項の規定によるあっせん案を顧客が受諾したときは、当該紛争の相手方である協会員は、これを受諾し、すみやかにそのあっせん案に基づく義務を履行するものとする。ただし、協会員は、あっせん案を受諾し難い場合には、すみやかに、当該あっせん案により支払うべき金銭を本協会に預託し、債務不存在確認訴訟等の訴訟を提起するものとする。 3　前項ただし書に基づく預託金については、同項の訴訟に係る第 1 回目の口頭弁論が行われた後に、当該協会員からの申出により当該協会員に返還する。 4　前項に規定する預託金については、本協会が銀行預金として預け入れ、当該預金に金利が付された場合には、付された金利を付して協会員に返還するものとする。
(和解契約書の写しの提出) 第 20 条　あっせん委員のあっせんにおいて当事者間に合意が成立し又は当事者双方があっせん委員のあっせん案を受諾したときは、当該紛争の相手方である協会員及び証券仲介業者は、遅滞なく和解契約書を作成し、その写し１通をあっせん委員に提出しなければならない。	(和解契約書の写しの提出) 第 20 条　あっせん委員のあっせんにおいて当事者間に合意が成立し又は当事者双方があっせん委員のあっせん案を受諾したときは、当該紛争の相手方である協会員は、遅滞なく和解契約書を作成し、その写し１通をあっせん委員に提出しなければならない。
2　（　現行どおり　）	2　（　省　略　）
第 21 条　（　現行どおり　）	第 21 条　（　省　略　）
(業務) 第 22 条　証券あっせん・相談センター (以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる業務を行う。 1　（　現行どおり　） 2　協会員及び証券仲介業者の業務に対する顧客からの苦情を相手方協会員及び証券仲介業者に取り次ぎ、その解決を図ること。 3 4　（　現行どおり　）	(業務) 第 22 条　証券あっせん・相談センター (以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる業務を行う。 1　（　省　略　） 2　協会員の業務に対する顧客からの苦情を相手方協会員に取り次ぎ、その解決を図ること。 3 4　（　省　略　）
第 23 条　（　現行どおり　）	第 23 条　（　省　略　）
(資料等の徴求) 第 24 条　センターは、相手方協会員及び証券仲介業者に顧客からの苦情を取り次いだ場合には、当該協会員及び証券仲介業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。	(資料等の徴求) 第 24 条　センターは、相手方協会員に顧客からの苦情を取り次いだ場合には、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

新	旧
２　協会員及び証券仲介業者は、前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。	２　協会員は、前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
第 25 条 ～ 第 29 条　（　現行どおり　）	第 25 条 ～ 第 29 条　（　省　　略　）
(周知及び公表) 第 30 条　本協会及び協会員並びに証券仲介業者は、センターの周知に努めるものとする。	(周知及び公表) 第 30 条　本協会及び協会員は、センターの周知に努めるものとする。
２　本協会は、同種の事案の再発防止に資するため、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立て等について、当事者の秘密に関する事項を除き、その概要を協会員及び証券仲介業者に周知するものとする。この場合において、証券仲介業者に対する周知については、その証券仲介業者の所属証券会社等である協会員を通じて行うものとする。	２　本協会は、同種の事案の再発防止に資するため、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立て等について、当事者の秘密に関する事項を除き、その概要を協会員に周知するものとする。
３　（　現行どおり　）	３　（　省　　略　）
付　　則 この改正は、平成１６年４月１日から施行する。	

「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 16 年 3 月 17 日
（下線部分変更）

新	旧
第 1 条～第 11 条　（　現行どおり　）	第 1 条～第 11 条　（　省　略　）
（相談の処理手続） 第 12 条　規則第 22 条第 1 号に規定する相談の処理手続は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。 1～3　（　現行どおり　） ２　センターは、相談の内容が協会員及び証券仲介業者の業務に関するものでないときは、申出者の利便を考慮し適切な機関を紹介するものとする。	（相談の処理手続） 第 12 条　（　省　略　） 1～3　（　省　略　） ２　センターは、相談の内容が協会員の業務に関するものでないときは、申出者の利便を考慮し適切な機関を紹介するものとする。
（苦情の処理手続） 第 13 条　規則第 22 条第 2 号に規定する苦情の処理手続は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。 1～2　（　現行どおり　） 3　苦情の相手方協会員及び証券仲介業者の見解の聴取 4　前号に規定する相手方協会員及び証券仲介業者の見解の顧客への回答又は相手方協会員及び証券仲介業者に対する顧客への回答の指示 5　必要に応じ、相手方協会員及び証券仲介業者への相対交渉の指示及びその結果の確認 6　（　現行どおり　） ２　前項第 5 号において相対交渉を指示された協会員及び証券仲介業者は、当該指示に係る苦情に関し、解決した場合、紛争となった場合又は訴訟の提起の意思表示があった場合等は、本協会に報告するものとする。 3～4　（　現行どおり　）	（苦情の処理手続） 第 13 条　規則第 22 条第 2 号に規定する苦情の処理手続は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。 1～2　（　省　略　） 3　苦情の相手方協会員の見解の聴取 4　前号に規定する相手方協会員の見解の顧客への回答又は相手方協会員に対する顧客への回答の指示 5　必要に応じ、相手方協会員への相対交渉の指示及びその結果の確認 6　（　省　略　） ２　前項第 5 号において相対交渉を指示された協会員は、当該指示に係る苦情に関し、解決した場合、紛争となった場合又は訴訟の提起の意思表示があった場合等は、本協会に報告するものとする。 3～4　（　省　略　）
（取り扱う苦情の範囲） 第 14 条　前条に規定する手続は、次の各号に掲げる苦情に該当する場合に行うものとする。	（取り扱う苦情の範囲） 第 14 条　（　省　略　）

新	旧
1 ～ 4　（　現行どおり　）	1 ～ 4　（　省　　略　）
２　前条に規定する手続は、次の各号に掲げるものに該当する場合は、行わないものとする。 1　協会員<u>及び証券仲介業者</u>の業務に関するものでないもの。	２　前条に規定する手続は、次の各号に掲げるものに該当する場合は、行わないものとする。 1　協会員の業務に関するものでないもの。
2 ～ 4　（　現行どおり　）	2 ～ 4　（　省　　略　）
第 15 条　（　現行どおり　）	第 15 条　（　省　　略　）

新	旧
別表１ 平成　年　月　日 あっせん申立書 日本証券業協会 　あっせん委員殿 申立人の氏名　　印 住所 電話 （法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 　下記の紛争についてあっせんをお願いいたします。 　なお、このあっせんをお願いするについては、「あっせんに関する注意事項」に従い、信義を重んじ、誠実に紛争の解決に努力いたします。 記 1.紛争の相手方 (1)　相手方協会員名 　（紛争が発生した営業所名） 　（担当者名） (2)　相手方証券仲介業者名 　（紛争が発生した営業所名又は事務所名） 　（担当者名） 2.申立ての趣旨 3.紛争の要点 (1)　紛争の原因となった事実関係 (2)　相手方との交渉経過 (3)　事実関係についての主張の対立点 4.証拠書類	別表１ 平成　年　月　日 あっせん申立書 日本証券業協会 　あっせん委員殿 申立人の氏名　　印 住所 電話 （法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 　下記の紛争についてあっせんをお願いいたします。 　なお、このあっせんをお願いするについては、「あっせんに関する注意事項」に従い、信義を重んじ、誠実に紛争の解決に努力いたします。 記 1.紛争の相手方 (1)　相手方協会員名 (2)　紛争が発生した営業所名 (3)　担当者名 （　新　　設　） 2.申立ての趣旨 3.紛争の要点 (1)　紛争の原因となった事実関係 (2)　相手方との交渉経過 (3)　事実関係についての主張の対立点 4.証拠書類

新	旧
別表３ 平成　年　月　日 答　　弁　　書 日本証券業協会 　あっせん委員殿 協会員名　　印 協会員代表者名　　印 （証券仲介業にあっては、その名称並びに代表者の氏名） 　平成　年　月　日付をもって　　殿が行った当社を相手方とする紛争のあっせん申立てに対し、「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」第 14 条第 1 項の規定により下記のとおり答弁いたします。 記 1.申立ての趣旨に対する答弁 2.紛争の要点に対する答弁又は抗弁 3.証拠書類	別表３ 平成　年　月　日 答　　弁　　書 日本証券業協会 　あっせん委員殿 協会員名　　印 協会員代表者名　　印 （　新　　設　） 　平成　年　月　日付をもって　　殿が行った当社を相手方とする紛争のあっせん申立てに対し、「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」第 14 条第 1 項の規定により下記のとおり答弁いたします。 記 1.申立ての趣旨に対する答弁 2.紛争の要点に対する答弁又は抗弁 3.証拠書類
付　　則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。	

「証券事故の確認申請、審査等に関する規則」（公正慣習規則第 12 号）の一部改正について

平成 16 年３月１７日
（下線部分変更）

新	旧
（証券仲介業者に係る事故確認） 第８条　本規則は、協会員が行う証券仲介業者又はその役員若しくは従業員の証券事故の確認申請手続きについて、適用する。 付　則 この改正は、平成 16 年４月１日から施行する。	（ 新　　設 ）

「外国証券の取引に関する規則」（公正慣習規則第４号）の一部改正について

平成 16 年 3 月 17 日

（下 線 部 分 変 更）

新	旧
（定　義） 第２条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 １　外国証券 外国株券、外国新株予約権証券、外国債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国貸付債権信託受益証券、海外ＣＤ、海外ＣＰ、外国優先出資証券、外国カバードワラント及び外国預託証券をいう。 ２～９　（ 現行どおり ） 10　外国優先出資証券 証券取引法第２条第１項第９号に規定する有価証券のうち、同項第５号の３に規定する有価証券の性質を有するもので、本邦以外の地域で発行されたものをいう。 11　外国株券等 外国株券、クローズド・エンド型の外国投資証券、外国優先出資証券及び外国株券に係る権利を表示する外国預託証券をいう。 12～15　（ 現行どおり ）	（定　義） 第２条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 １　外国証券 外国株券、外国新株予約権証券、外国債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国貸付債権信託受益証券、海外ＣＤ、海外ＣＰ、外国カバードワラント及び外国預託証券をいう。 ２～９　（ 省　略 ） （ 新　設 ） 10　外国株券等 外国株券、クローズド・エンド型の外国投資証券及び外国株券に係る権利を表示する外国預託証券をいう。 11～14　（ 省　略 ）
（勧誘によらず売り付ける場合の取扱い） 第６条　協会員は、顧客に対し外国証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下「勧誘」という。）を行わずに外国証券を売り付ける場合には、次の各号に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。 １　従業員持株会制度を通じての継続的取得 ２　合併等に伴う株券の交換 ３　企業分割に伴い割り当てられる新会社株式の取得 ４　現金配当・株式配当の選択権がある場合の株式配当の選択による株式の取得 ５　顧客の買付けに係る外国証券が、我が国の証券取引法による開示が行われている場合 ６　協会員における売付けの総額が１億円未満の場合 ７　顧客の買付けに係る注文が証券仲介業者を経由する場合又は当該注文が証券仲介業者の勧誘に基づくものである場合	（勧誘が行われない場合の取扱い） 第６条　協会員は、顧客に対し外国証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下「勧誘」という。）を行わずに外国証券を売り付ける場合には、協会員は、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の書面（以下「投資確認書」という。）を当該顧客から提出させなければならない。 （ 新　設 ）

新	旧
（削　　る）	2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事例に該当する場合には、協会員は、投資確認書を顧客から提出させることを要しない。 1　従業員持株会制度を通じての継続的取得 2　合併等に伴う株券の交換 3　企業分割に伴い割り当てられる新会社株式の取得 4　現金配当・株式配当の選択権がある場合の株式配当の選択による株式の取得
（条件付勧誘により売り付ける場合の取扱い） 第７条　協会員は、顧客に対し、第９条第１項各号に掲げる外国証券につき、売出しに該当しない勧誘を行い売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、非居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第６号に規定する非居住者をいう。）に譲渡するものを除き一括して他の一の者に譲渡する場合以外にその譲渡を行わないことを約する旨の条件（以下「転売制限」という。）が付されていることを明らかにした書面（以下「転売制限等告知書」という。）を交付しなければならない。	（条件付勧誘の取扱い） 第７条　協会員は、顧客に対し第９条第１項各号に掲げる外国証券の勧誘を行い、当該勧誘が売出しに該当しない場合において、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、非居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第６号に規定する非居住者をいう。）に譲渡するものを除き一括して他の一の者に譲渡する場合以外にその譲渡を行わないことを約する旨の条件（以下「転売制限」という。）が付されていることを明らかにした書面（以下「転売制限等告知書」という。）を交付しなければならない。
2　（現行どおり）	2　（省　　略）
3　協会員は、顧客が転売制限等告知書の交付を受けて取得した外国証券の一部を当該顧客から買い付ける場合において、当該顧客からの売却に係る証券の全量を遅滞なく非居住者へ売却する旨の指図が行われたときは、転売制限等告知書に付された条件にかかわらず買い付けることができる。この場合において、協会員は、当該外国証券を遅滞なく非居住者へ売却するとともに、当該指図に係る記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。	3　協会員は、顧客が転売制限等告知書の交付を受けて取得した外国証券の一部を当該顧客から買い付ける場合において、当該顧客からの売却に係る証券の全量を遅滞なく非居住者へ売却する旨の指図が書面により行われたときは、転売制限等告知書に付された条件にかかわらず買い付けることができる。この場合において、協会員は、当該外国証券を遅滞なく非居住者へ売却しなければならない。
（例外的取扱い） 第８条　（現行どおり）	（例外的取扱い） 第８条　（省　　略）
2～3　（現行どおり）	2～3　（省　　略）
4　協会員は、次条第１項各号に掲げる外国証券を他の協会員を相手方として勧誘する場合は、当該他の協会員に対し転売制限等告知書又は外国証券内容説明書を交付することを要しない。	4　協会員は、次条第１項各号に掲げる外国証券を他の協会員を相手方として勧誘する場合は、当該他の協会員に対し転売制限等告知書の交付、投資確認書の受入れ及び外国証券内容説明書を交付することを要しない。

新	旧
（告知書の交付） 第 10 条　協会員は、顧客又は他の協会員に対し、前条第１項各号に掲げる外国証券以外の外国証券につき、売出しに該当しない勧誘を行い売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に、転売制限等告知書を当該顧客又は他の協会員に交付しなければならない。	（告知書の交付） 第 10 条　協会員は、前条第１項各号に掲げる外国証券以外の外国証券を顧客又は他の協会員に対し勧誘を行う場合には、あらかじめ又は同時に、転売制限等告知書を当該顧客又は他の協会員に交付しなければならない。
(対象証券) 第 13 条　　（ 現行どおり ） １　協会員が次項に定める要件を満たしており投資家保護上問題ないと判断する外国の証券取引所又は外国の店頭市場（以下「適格外国有価証券市場」という。）において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券、当該証券取引所又は当該店頭市場における取引が予定されている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの並びにこれらの証券の発行者が発行した外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの。 ２　　（ 現行どおり ） ３　我が国証券取引法による開示が行われている外国債券及び外国優先出資証券（平成 10 年 11 月 27 日付け金融監督庁・大蔵省告示第 16 号に規定するもの及びこれに類するものに限る）。 ４～５　　（ 現行どおり ） ２　　（ 現行どおり ）	(対象証券) 第 13 条　　（ 省　　略 ） １　協会員が次項に定める要件を満たしており投資家保護上問題ないと判断する外国の証券取引所又は外国の店頭市場（以下「適格外国有価証券市場」という。）において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券、当該証券取引所又は当該店頭市場における取引が予定されている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの並びにこれらの証券の発行者が発行した外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの。 ２　　（ 省　　略 ） ３　我が国証券取引法による開示が行われている外国債券。 ４～５　　（ 省　　略 ） ２　　（ 省　　略 ）
（広告等に関する制限） 第 33 条　協会員は、外国投資信託証券の発行者等が本協会の定める「広告等及び景品類の提供に関する規則」に抵触するような広告又は景品類の提供を国内において行った場合には、当該外国投資信託証券の販売等を行わないものとする。	（広告等に関する制限） 第 33 条　協会員は、外国投資信託証券の発行者等が本協会の定める「広告及び景品類の提供に関する規則」に抵触するような広告又は景品類の提供を国内において行った場合には、当該外国投資信託証券の販売等を行わないものとする。
（対象証券） 第 34 条　協会員が国内公募の引受等を行うことができる外国株券等（外国優先出資証券のうち、平成 10 年 11 月 27 日付け金融監督庁・大蔵省告示第 16 号に規定するもの及びこれに類するものを除く。以下この章において同じ。）は、次に掲げる証券に限るものとする。 １～２　　（ 現行どおり ）	（対象証券） 第 34 条　協会員が国内公募の引受等を行うことができる外国株券等は、次に掲げる証券に限るものとする。 １～２　　（ 省　　略 ）
（電磁的方法による書面の交付等） 第 40 条　　（ 現行どおり ）	（電磁的方法による書面の交付等） 第 40 条　　（ 省　　略 ）

新	旧
2　協会員は、次に掲げる書面の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。 １～２　（現行どおり） （削　る） （削　る） 別表第７ （別　添） 別表第８－１ （現行どおり） 別表第８－２ （現行どおり） 付　則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第33条の改正は、平成16年5月1日から施行する。	2　協会員は、次に掲げる書面の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。 １～２　（省　略） ３　第６条第１項に規定する投資確認書 ４　第７条第３項に規定する売却に関する指図書 （新　設） 別表第７ （省　略） 別表第８ （省　略）

別表第７

特別目的会社の外国優先出資証券

１．　発行者情報

（注１）発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート（入手可能な最近発行のもの）をその代替として使用することができる。

（注２）信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。④、⑤については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

① 会社名

② 本店所在地

（注）　本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

③ 会社の目的

④ 財務諸表又は資産の内容・負債総額

⑤ 株主及び株主の権利

２．　証券情報

① 証券の名称

② 証券の形態及び基本的仕組み

③ 証券保有者の権利

（注）　議決権等の有無につき簡潔に記載すること。

④ 発行地

⑤ 発行日

⑥ 発行額

⑦ 受託会社又は預託機関

⑧ 主たる上場取引所又は登録証券業協会の名称

（注）　当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

３．　管理資産及び関係者情報

① 管理資産の内容及び性格

② 管理資産に係る法制度の概要

③ 管理資産の関係者

④ 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬

⑤ 管理資産の状況

新	旧
（規則第６条に関する参考様式） 投　資　確　認　書 ○○証券株式会社 殿 約定日：平成　年　月　日 住　　所＿＿＿＿＿＿ 氏名又は 名　　称＿＿＿＿＿＿印 私は、下記の海外発行証券の買付けを行うに際し、当該証券については、我が国の証券取引法に基づく発行者に関する開示が行われていないことを理解しています。 また、私は、自らの情報収集に基づき、私の判断と責任において発注したものであることを確認し、本書を差し入れます。 記 銘　　柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 数量又は金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 以　上 （注）本確認書の徴求については、任意とするが、本確認書を徴求しない場合には、規則第６条に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。	（規則第６条による投資確認書の参考様式） （個別取引用） 投　資　確　認　書 ○○証券株式会社 殿 約定日：平成　年　月　日 住　　所＿＿＿＿＿＿ 氏名又は 名　　称＿＿＿＿＿＿印 私は、下記の海外発行証券の買付けを行うに際し、当該証券については、我が国の証券取引法に基づく発行者に関する開示が行われていないことを理解しています。 また、私は、自らの情報収集に基づき、私の判断と責任において発注したものであることを確認し、日本証券業協会の規則に基づいて本書を差し入れます。 記 銘　　柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 数量又は金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 以　上
（規則第７条第１項による転売制限等告知書の参考様式 その１） （個別取引用） 転売制限等告知書 平成　年　月　日 殿 ○○証券株式会社 （証券仲介業者の氏名又は名称） 今般、当社が、貴殿に売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う下記の外国証券については、証券取引法第２３条の１４第１項の規定により、貴殿が、当該証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第６号に規定する非居住者をいう。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行わないことを約することが買付けの条件となっていることをお知らせいたします。 なお、当該証券に関しては、我が国の証券取引法による開示は行われておりません。 記 銘　　柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 数量又は金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 以　上 （注）「証券仲介業者の氏名又は名称」を連名で記載することについては、任意とする。	（規則第７条による転売制限等告知書の参考様式 その１） （個別取引用） 転売制限等告知書 平成　年　月　日 殿 ○○証券株式会社 今般、当社が、貴殿に売付けの勧誘を行う下記の外国証券については、証券取引法第２３条の１４第１項の規定により、貴殿が、当該証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第６号に規定する非居住者をいう。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行わないことを約することが買付けの条件となっていることをお知らせいたします。 なお、当該証券に関しては、我が国の証券取引法による開示は行われておりません。 記 銘　　柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 数量又は金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 以　上

新	旧
（規則第７条第１項による転売制限等告知書の参考様式 その２） （包括契約用） 転売制限等告知書 平成　　年　　月　　日 殿 ○○証券株式会社 (証券仲介業者の氏名又は名称) 当社が、貴殿に売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う外国証券のうち我が国証券取引法による開示が行われていないものについては、証券取引法第２３条の１４第１項の規定により、貴殿が、当該証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第６号に規定する非居住者をいう。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行わないことを約することが買付けの条件となっていることをお知らせいたします。 以　上 (注)「証券仲介業者の氏名又は名称」を連名で記載することについては、任意とする。	（規則第７条による転売制限等告知書の参考様式 その２） （包括契約用） 転売制限等告知書 平成　　年　　月　　日 殿 ○○証券株式会社 当社が、貴殿に売付けの勧誘を行う外国証券のうち我が国証券取引法による開示は行われていないものについては、証券取引法第２３条の１４第１項の規定により、貴殿が、当該証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第６号に規定する非居住者をいう。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行わないことを約することが買付けの条件となっていることをお知らせいたします。 追って、貴殿が当社に売却する外国証券については、当社はこれらの売却を受ける都度、当該売却注文に係る外国証券の全量を、遅滞なく（当社の海外関係会社その他の）非居住者に売却するものといたします。 以　上 (注)「当社の海外関係会社その他の」の文言については、任意とする。
（規則第７条第３項に関する参考様式 その１） （個別取引用） 外国証券の売却に関する指図書 平成　　年　　月　　日 ○○証券株式会社 殿 住　　所＿＿＿＿＿＿ 氏名又は 名　　称＿＿＿＿＿印 今般、私が、貴社に売却する下記の外国証券については、貴社は、当該証券の全量を、遅滞なく貴社の海外関係会社その他の非居住者へ売却してください。 記 銘　　柄＿＿＿＿＿＿＿＿ 数量又は金額＿＿＿＿＿＿＿＿ 以　上 (注)本指図書の徴求については、任意とするが、本指図書を徴求しない場合には、規則第７条第３項に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。	（規則第７条第３項による書面の参考様式 その１） （個別取引用） 外国証券の売却に関する指図書 平成　　年　　月　　日 ○○証券株式会社 殿 住　　所＿＿＿＿＿＿ 氏名又は 名　　称＿＿＿＿＿印 今般、私が、貴社に売却する下記の外国証券については、貴社は、当該証券の全量を、遅滞なく（貴社の海外関係会社その他の）非居住者へ売却してください。 記 銘　　柄＿＿＿＿＿＿＿＿ 数量又は金額＿＿＿＿＿＿＿＿ 以　上 (注)「貴社の海外関係会社その他の」の文言については、任意とする。

新	旧
（規則第７条第３項に関する参考様式 その２） （包括契約用） 外国証券の売却に関する指図書 平成　　年　　月　　日 ○○証券株式会社 殿 住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名又は 名　　称＿＿＿＿＿＿印 私は、既に貴社から交付された「外国証券取引口座約款」第１３条（注文の執行及び処理）に下記の第６号を加えることに同意します。 記 （６）申込者が当社に売却する外国証券のうち、証券取引法第２３条の１４第１項の規定に基づく条件が付されたものについては、当社はこの売却を受ける都度、当該売却にかかる外国証券の全量を、遅滞なく当社の海外関係会社その他の非居住者へ売却するものとします。 以　　上 （注）本指図書の徴求については、任意とするが、本指図書を徴求しない場合には、規則第７条第３項に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。	（規則第７条第３項による書面の参考様式 その２） （包括契約用） 外国証券の売却に関する指図書 平成　　年　　月　　日 ○○証券株式会社 殿 住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名又は 名　　称＿＿＿＿＿＿印 私は、既に貴社から交付された「外国証券取引口座約款」第１３条（注文の執行及び処理）に下記の第６号を加えることに同意します。 記 （６）私が貴社に売却する外国証券については、貴社はこの売却を受ける都度、当該売却にかかる外国証券の全量を、遅滞なく（貴社の海外関係会社その他の）非居住者へ売却する。 以　　上 （注）「貴社の海外関係会社その他の」の文言については、任意とする。

「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第８号)の一部改正について

平成 16 年３月１７日
（下線部分変更）

新	旧
（本協会への照会） 第４条　協会員は、従業員として採用しようとする者（特別会員にあっては、その使用人を新たに登録等証券業務に従事させようとする場合における当該使用人を含む。次条第１項において同じ。）が、最近５か年間に他の協会員の従業員又は証券仲介業者若しくはその外務員であったとき、又は現に他の協会員の従業員又は証券仲介業者若しくはその外務員であるときは、本協会から処分を受けているかどうかについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。 ２　（　現行どおり　） 付　則 この改正は、平成 16 年４月１日から施行する。	（本協会への照会） 第４条　協会員は、従業員として採用しようとする者（特別会員にあっては、その使用人を新たに登録等証券業務に従事させようとする場合における当該使用人を含む。次条第１項において同じ。）が、最近５か年間に他の協会員の従業員であったとき又は現に他の協会員の従業員であるときは、本協会から処分を受けているかどうかについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。 ２　（　省　略　）

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第 15 号)の一部改正について

平成 16 年３月１７日
（下線部分変更）

新	旧
（外務員資格の取消し、停止処分） 第 6 条　本協会は、証券従業員に関する規則（以下「従業員規則」という。）第 13 条の規定により協会員から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）が証取法第 64 条の５第１項の規定による外務員の登録に関する処分に相当する場合と認めたときは、その外務員の第４条に規定する外務員資格を取り消し（以下この条において「外務員資格取消処分」という。）、又は２年以内の期間を定めてその外務員資格の効力を停止（以下この条において「外務員資格停止処分」という。）する。	（外務員資格の取消し、停止処分） 第 6 条　（ 同　左 ）
2　本協会は、前項又は「証券仲介業者に関する規則」（公正慣習規則第 16 号。以下「証券仲介業規則」という。）第 29 条第１項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その外務員の外務員資格を取り消す。	2　本協会は、前項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その外務員の外務員資格を取り消す。
1 2　（ 現行どおり ）	1 2　（ 省　略 ）
3　（ 現行どおり ）	3　（ 省　略 ）
4　協会員は、第１項若しくは第２項又は証券仲介業規則第 29 条第１項若しくは第２項の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から５年間は、当該外務員に外務行為を行わせてはならない。ただし、第６項又は証券仲介業規則第 29 条第８項において準用する従業員規則第 17 条第１項の規定により外務員資格取消処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。	4　協会員は、第１項又は第２項の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から５年間は、当該外務員に外務行為を行わせてはならない。ただし、第６項において準用する従業員規則第 17 条第１項の規定により外務員資格取消処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。
5　協会員は、第１項又は証券仲介業規則第 29 条第１項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期	5　協会員は、第１項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、当該外務員に外務行為を

新	旧
間中は、当該外務員に外務行為を行わせてはならない。ただし、第６項又は証券仲介業規則第29 条第８項において準用する従業員規則第 17 条第１項の規定により外務員資格停止処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。	行わせてはならない。ただし、第６項において準用する従業員規則第 17 条第１項の規定により外務員資格停止処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。
６　従業員規則第15条から第17条までの規定は、第１項又は第２項の規定により外務員資格取消処分を受けた者及び外務員資格停止処分を受けた者について準用する。	６　（　現行どおり　）
(外務員の登録申請) 第 ７ 条　協会員は、第３条第１項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。	(外務員の登録申請) 第 ７ 条　協会員は、第３条第１項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。
１　（　現行どおり　）	１　（　省　略　）
２　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項	２　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
イ～ハ　（　現行どおり　）	イ～ハ　（　省　略　）
ニ　外務員（証券仲介業規則第２条第６号に規定する外務員を含む。）の職務を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた証券会社、外国証券会社、登録金融機関（協会員以外のものを含む。第９条第１項第３号において同じ。）又は証券仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間	ニ　外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関（協会員以外のものを含む。第９条第１項第３号において同じ。）の商号又は名称及びその行った期間
ホ　証券仲介業を営んだことの有無及び証券仲介業を営んだことのある者については、その営んだ期間	（　新　設　）
２～４　（　現行どおり　）	２～４　（　省　略　）
（登録の拒否） 第 ９ 条　本協会は、登録申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申	（登録の拒否） 第 ９ 条　本協会は、登録申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申

新	旧
請書若しくは添付書類につき虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。 １　証取法第 28 条の４第１項第９号イからトまでに掲げる者 ２　（　現行どおり　） ３　登録申請協会員以外の証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者に所属する外務員として登録されている者 ４　証取法第 66 条の２の規定により証券仲介業者として登録されている者 ２ ３　（　現行どおり　）	請書若しくは添付書類につき虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。 １　証取法第 28 条の４第９号イからへまでに掲げる者 ２　（　省　略　） ３　登録申請協会員以外の証券会社又は登録金融機関に所属する外務員として登録されている者 （　新　設　） ２ ３　（　省　略　）
（登録事項の変更等届出） 第 10 条　協会員は、第８条第１項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、所定の様式によりその旨を本協会に届け出なければならない。 １　（　現行どおり　） ２　証取法第28条の４第１項第９号イからトの規定に該当することとなったとき。 ３　（　現行どおり　） ２　（　現行どおり　）	（登録事項の変更等届出） 第 10 条　協会員は、第８条第１項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、所定の様式によりその旨を本協会に届け出なければならない。 １　（　省　略　） ２　証取法第 28 条の４第９号イからへの規定に該当することとなったとき。 ３　（　省　略　） ２　（　省　略　）
（外務員についての処分） 第 11 条　本協会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その登録を取り消し、又は２年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を行うことができる。 １　証取法第 28 条の４第１項第９号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第９条第１項各号のいずれかに該当していたことが発見されたとき。 ２　（　現行どおり　） ３　過去５年間に第 14 条第１項第３号の規定により登録を抹消された場合において、当該	（外務員についての処分） 第 11 条　本協会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その登録を取り消し、又は２年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を行うことができる。 １　証取法第 28 条の４第９号イからへまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第９条第１項各号のいずれかに該当していたことが発見されたとき。 ２　（　省　略　） （　新　設　）

新	旧
登録を受けていた間の行為（当該過去５年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき。 2 3 ｝　（　現行どおり　） 付　則 この改正は、平成 16 年４月１日から施行する。	2 3 ｝　（　省　略　）

「『協会員の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 16 年３月１７日
（下線部分変更）

新	旧
(登録原簿の記載事項) 第 ３ 条　規則第３条第１項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。 １　（　現行どおり　） ２　外務員についての次に掲げる事項 イ～ハ　（　現行どおり　） ニ　外務員（証券仲介業者に関する規則第２条第６号に規定する外務員を含む。）の職務を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた証券会社、外国証券会社、登録金融機関（協会員以外のものを含む。）又は証券仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間 ホ　（　現行どおり　） へ　証券仲介業を営んだことの有無及び証券仲介業を営んだことのある者については、その営んだ期間 付　則 この改正は、平成 16 年４月１日から施行する。	(登録原簿の記載事項) 第 ３ 条　規則第３条第１項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。 １　（　省　略　） ２　外務員についての次に掲げる事項 イ～ハ　（　省　略　） ニ　外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関（協会員以外のものを含む。）の商号又は名称及びその行った期間 ホ　（　省　略　） （　新　設　）

新

様式第１号

外務員登録申請書

日本証券業協会会長　殿

申請者	申請年月日	平成　　年　　月　　日	代表者印
	会社コード		
	商　　号		
	代表者役職氏名		

外務員の登録を受けたいので、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第７条第１項の規定により登録を申請します。

外務員	氏　名			性別	生年月日
	役員又は従業員の別		雇用の形態		
種類		資格	資格取得方法	名　　称	資格取得年月日
外務員の職務を行ったことの有無及び期間並びに証券仲介業を営んだことの有無及び期間					

会社コード	会社名	自	至

（添付書類）１．外務員の履歴書　１通　　２．本人確認書類　１通　　３．外務員及び申請者の誓約書　１通

旧

様式第１号

外務員登録申請書

日本証券業協会会長　殿

申請者	申請年月日	平成　　年　　月　　日	代表者印
	会社コード		
	商　　号		
	代表者役職氏名		

外務員の登録を受けたいので、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第７条第１項の規定により登録を申請します。

外務員	氏　名			性別	生年月日
	役員又は従業員の別		雇用の形態		
種類		資格	資格取得方法	名　　称	資格取得年月日
外務員の職務を行ったことの有無及び期間					

会社コード	会社名	自	至

（添付書類）１．外務員の履歴書　１通　　２．本人確認書類　１通　　３．外務員及び申請者の誓約書　１通

新

様式第３号

登録外務員の欠格事項該当届出書

日本証券業協会会長　殿

届出年月日		代表者印
会社コード		
商　　号		
代表者役職氏名		

下記の者が証取法第２８条の４第１項第９号の規定に該当したことが判明したので、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第１０条第１項第２号の規定に基づき、届け出ます。

記

外務員ＩＤ	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当年月日			
摘　　要			

添付書類

法28条の4第1項第9号イに該当する場合	後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面
法28条の4第1項第9号ロに該当する場合	破産決定書の写し又は破産決定の内容を記載した書面
法28条の4第1項第9号ハ又はトに該当する場合	確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
法28条の4第1項第9号二又はホに該当する場合	取消命令書の写し及び会社登記簿謄本又は同抄本(外国の場合は、取消命令書の写し、根拠法令、登記簿謄本又は同抄本に相当する書面並びにこれらの訳文)
法28条の4第1項第9号ヘに該当する場合	解任命令書の写し及び取締役会議事録又は株主総会議事録の写し(外国の場合は、解任命令書の写し、取締役会議事録又は株主総会議事録の写し並びにこれらの訳文)

連絡担当者　所　　属＿＿＿＿＿＿＿＿

役職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

旧

様式第３号

登録外務員の欠格事項該当届出書

日本証券業協会会長　殿

届出年月日		代表者印
会社コード		
商　　号		
代表者役職氏名		

下記の者が証取法第２８条の４第９号の規定に該当したことが判明したので、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第１０条第１項第２号の規定に基づき、届け出ます。

記

外務員ＩＤ	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当年月日			
摘　　要			

添付書類

法28条の4第9号イに該当する場合	後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面
法28条の4第9号ロに該当する場合	破産決定書の写し又は破産決定の内容を記載した書面
法28条の4第9号ハ又はヘに該当する場合	確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
法28条の4第9号二に該当する場合	取消命令書の写し及び会社登記簿謄本又は同抄本(外国の場合は、取消命令書の写し、根拠法令、登記簿謄本又は同抄本に相当する書面並びにこれらの訳文)
法28条の4第9号ホに該当する場合	解任命令書の写し及び取締役会議事録又は株主総会議事録の写し(外国の場合は、解任命令書の写し、取締役会議事録又は株主総会議事録の写し並びにこれらの訳文)

連絡担当者　所　　属＿＿＿＿＿＿＿＿

役職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

新

誓　約　書

平成　　年　　月　　日

（外　務　員）　氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

生年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（登録申請者）　所 在 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商　　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

外務員　　が下記に該当しないことを誓約します。

記

1．成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
2．破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
3．禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
4．証券会社が証券取引法(以下「証取法」という。)第５６条第１項若しくは証取法第５６条の２第３項の規定により証取法第２８条の登録を取り消された場合、証券仲介業者が証取法第６６条の１８第１項の規定により証取法第６６条の２の登録を取り消された場合、外国証券会社が外国証券業者に関する法律(以下「外証法」という。)第２４条第１項若しくは外証法第２５条において準用する証取法第５６条の２第３項の規定により外証法第３条第１項の登録を取り消された場合若しくは許可外国証券業者(外証法第２条第２号の２に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。)が外証法第２４条第４項において準用する外証法第２４条第１項の規定により外証法第１３条の２第１項の許可を取り消された場合又は証取法若しくは外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。以下同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前３０日以内にその法人の取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者（外証法第２条第９号に規定する国内における代表者をいう。以下同じ。）であった者（証取法又は外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録又は許可を取り消された個人を含む。）でその取消しの日から５年を経過しない者
5．証券仲介業者が証取法第６６条の１８第１項の規定により証取法第６６条の２の登録を取り消された場合又は証取法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日から５年を経過しない者
6．証取法第５６条第２項若しくは証取法第６６条の１８第２項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、外証法第２４条第２項(外証法第２４条第４項において準用する場合を含む。)の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは解職を命ぜられた役員又は証取法若しくは外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役（これらに類する役職にある者を含む。）でその処分を受けた日から５年を経過しない者
7．証取法、外証法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、金融先物取引法、商品取引所法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、貸金業の規制等に関する法律若しくは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第３１条第７項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
8．証取法第６４条の５第１項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者
9．証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者
10．証取法第６６条の２の規定により証券仲介業者として現に登録されている者

以　　上

旧

誓　約　書

平成　　年　　月　　日

（外　務　員）　住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

生年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（登録申請者）　所 在 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商　　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

外務員　　が下記に該当しないことを誓約します。

記

1．成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
2．破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
3．禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
4．証券会社が証券取引法(以下「証取法」という。)第５６条第１項若しくは証取法第５６条の２第３項の規定により証取法第２８条の登録を取り消された場合若しくは外国証券会社が外国証券業者に関する法律(以下「外証法」という。)第２４条第１項若しくは外証法第２５条において準用する証取法第５６条の２第３項の規定により外証法第３条第１項の登録を取り消された場合又は証取法若しくは外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前３０日以内にその会社の取締役（外証法第４条第１項に規定する国内における代表者を含む。）であった者（外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録を取り消された個人を含む。）でその取消しの日から５年を経過しない者
5．証取法第５６条第２項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは監査役若しくは外証法第２４条第２項の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは同項の規定により解職を命ぜられた役員又は証取法若しくは外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた取締役若しくは監査役（これらに類する役職にある者を含む。）でその処分を受けた日から５年を経過しない者
6．証取法、外証法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、金融先物取引法、商品取引所法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第３１条第７項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
7．証取法第６４条の５第１項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者
8．証券会社又は登録金融機関に所属する外務員として現に登録されている者

以　　上

「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について」（理事会決議）
の一部改正について

平成 16 年 3 月 17 日
（下線部分変更）

新	旧
第２　国内ＣＰ等の売買取引等に係る勧誘等	第２　国内ＣＰ等の売買取引等に係る勧誘等
6．国内ＣＰ及び短期社債等の勧誘を行う場合の取扱い （現行どおり）	1．国内ＣＰ及び短期社債等の勧誘を行う場合の取扱い （省　　略）
7．貸付債権信託受益権等の勧誘を行う場合の取扱い （現行どおり）	2．貸付債権信託受益権等の勧誘を行う場合の取扱い （省　　略）
8．勧誘によらず売り付ける場合の取扱い 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに国内ＣＰ等（商工組合中央金庫法（昭和 11 年法律第 14 号）第 33 条ノ２に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）第 54 条の３の２第１項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号）第 62 条の２第１項に規定する短期農林債券を除く。）を売り付ける場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。 ただし、顧客の買付けに係る注文が証券仲介業者を経由する場合又は当該注文が証券仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。	3．勧誘が行われない場合の取扱い 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに国内ＣＰ等（商工組合中央金庫法（昭和 11 年法律第 14 号）第 33 条ノ２に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）第 54 条の３の２第１項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号）第 62 条の２第１項に規定する短期農林債券を除く。）を売り付ける場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の確認書を当該顧客から受け入れるものとする。 ただし、当該確認書の受入れに代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を受け入れたものとみなす。
9．取引状況等の報告及び発表 （現行どおり）	4．取引状況等の報告及び発表 （省　　略）
第３　私募社債の売買取引等に係る勧誘等	第３　私募社債の売買取引等に係る勧誘等
10．勧誘を行う場合の取扱い （現行どおり）	1．勧誘を行う場合の取扱い （省　　略）
11．勧誘によらず売り付ける場合の取扱い 会員は、顧客に対し勧誘を行わずに私募社	2．勧誘が行われない場合の取扱い 会員は、顧客に対し勧誘を行わずに私募社債

新	旧
債を売り付ける場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。 　ただし、顧客の買付けに係る注文が証券仲介業者を経由する場合又は当該注文が証券仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。	を売り付ける場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の確認書を当該顧客から受け入れるものとする。 　ただし、当該確認書の受入れに代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を受け入れたものとみなす。
12．取引状況等の報告及び発表 （現行どおり）	3．取引状況等の報告及び発表 （省　　略）
付　　則 この改正は、平成16年４月１日から施行する。	

「常設委員会及び特別委員会規則」の一部改正について

平成 16 年３月１７日
（下線部分変更）

新	旧
（所管事項） 第 ４ 条　委員会の所管事項は、次のとおりとする。 ２　自主規制委員会 イ （　現行どおり　） ロ ハ　協会員間の紛争の処理に関する事項及び顧客と会員又は会員を所属証券会社等とする証券仲介業者との間の紛争処理に関する事項 ニ （　現行どおり　） ヘ ト　協会員が行う広告等及び景品類の提供に関する事項 チ （　現行どおり　） ヌ ル　その他有価証券の売買その他の取引等に関する公正な慣習の促進及び慣習の統一に関する事項（第３号に規定する市場運営委員会及び第４号に規定する公社債･新業務委員会の所管事項となるものを除く。） ヲ　（　現行どおり　） ３　市場運営委員会 イ　店頭における有価証券の売買その他の取引（上場証券の取引所外取引を含む。）に関する事項（第４号に規定する公社債・新業務委員会の所管事項となるものを除く。） ロ （　現行どおり　） チ ６　研修委員会 イ　協会員の役員及び従業員並びに証券仲介業者並びにその役員及び従業員の研修に関する事項 ロ　（　現行どおり　） 付　則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条第2号トの規定に係る改正にあっては、平成16年5月1日から施行する。	（所管事項） 第 ４ 条　委員会の所管事項は、次のとおりとする。 ２　自主規制委員会 イ （　省　略　） ロ ハ　協会員間の紛争の処理に関する事項及び顧客と会員間の紛争処理規則に関する事項 ニ （　省　略　） ヘ ト　協会員が行う広告及び景品類の提供に関する事項 チ （　省　略　） ヌ ル　その他有価証券の売買その他の取引等に関する公正な慣習の促進及び慣習の統一に関する事項（下記３の市場運営委員会及び下記４の公社債･新業務委員会の所管事項となるものを除く。） ヲ　（　省　略　） ３　市場運営委員会 イ　店頭における有価証券の売買その他の取引（上場証券の取引所外取引を含む。）に関する事項（下記４の公社債・新業務委員会の所管事項となるものを除く。） ロ （　省　略　） チ ６　研修委員会 イ　協会員の役員及び従業員の研修に関する事項 ロ　（　省　略　）

「特別会員委員会規則」の一部改正について

平成 16 年３月１７日
（下線部分変更）

新	旧
（所管事項） 第 3 条　委員会の所管事項は、次のとおりとする。 1 3　（　現行どおり　） 4　特別会員間の紛争の処理に関する事項及び顧客と特別会員<u>又は特別会員を所属証券会社等とする証券仲介業者との</u>間の紛争処理に関する事項 5 9　（　現行どおり　） 付　　則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。	（所管事項） 第 3 条　委員会の所管事項は、次のとおりとする。 1 3　（　省　　略　） 4　特別会員間の紛争の処理に関する事項及び顧客と特別会員間の紛争の処理に関する事項 5 9　（　省　　略　）

「地区協会規則」の一部改正について

平成 16 年３月１７日
（下線部分変更）

新	旧
（委任業務及び地区協会が独自に行うことができる業務） 第 ３ 条　定款第63条第１項第１号の規定により会長から地区協会に委任する業務は、次に掲げるものとする。 １　会員の役員及び従業員に対する不都合行為者の決定及び解除又は会員の外務員に対する外務員資格の取消し、停止処分の決定及び解除若しくは会員の営業責任者に対する営業責任者資格の停止処分の決定 ２　会員を所属証券会社等とする個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員に対する外務員資格の取消し、停止処分の決定及び解除 ３　会員及び会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の外務員の登録事務（外務員の処分を含む。）に関する事項 ４　会員の事故確認申請書（当該会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に係る事故確認を含む。）の審査、金融庁への提出及び確認結果の会員への通知 ２　定款第63条第２項に規定する業務は、次に掲げるものとする。 １　（　現行どおり　） ２　地区協会に所属する会員の役員及び従業員並びに会員を所属証券会社等とする証券仲介業者並びにその役員及び従業員を対象として独自に行う研修に関する業務 ３　（　現行どおり　）	（委任業務及び地区協会が独自に行うことができる業務） 第 ３ 条　定款第63条第１項第１号の規定により会長から地区協会に委任する業務は、次に掲げるものとする。 １　会員の役職員に対する不都合行為者の決定及び解除又は会員の外務員に対する外務員資格の取消し、停止処分の決定及び解除若しくは会員の営業責任者に対する営業責任者資格の停止処分の決定 （　新　　設　） ２　会員の外務員の登録事務（外務員の処分を含む。）に関する事項 ３　会員の事故確認申請書の審査、金融庁への提出及び確認結果の会員への通知 ２　定款第63条第２項に規定する業務は、次に掲げるものとする。 １　（　省　　略　） ２　地区協会に所属する会員の役員若しくは従業員を対象として独自に行う研修に関する業務 ３　（　省　　略　）
（地区会長及び地区副会長の選任） 第 ４ 条 ２ （　現行どおり　） ３ ４　地区協会は、地区会長又は地区副会長が互選若しくは選任され又は辞任したときは、遅滞なくその旨を会長に報告するものとする。ただし、第１項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。 付　　則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。	（地区会長及び地区副会長の選任） 第 ４ 条 ２ （　省　　略　） ３ ４　地区協会は、地区会長又は地区副会長が互選若しくは選任され又は辞任したときは、遅滞なくその旨を会長に報告するものとする。ただし、第１項ただし書きの規定に該当する場合は、この限りでない。

「特別会員の組織する団体等に対する業務委託について」
（理事会決議）の一部改正について

平成１６年３月１７日
（下線部分変更）

新

１．定款第 30 条の規定に基づき、本協会が特別会員に係る業務の一部を委託する特別会員の組織する団体(当該団体を会員とする団体を含む。）は、次のとおりとする。

委託先団体	特別会員の範囲
(1)全国銀行協会	都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、株式会社新生銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫
(2)社団法人　全国地方銀行協会	全国地方銀行協会加盟行
(3)社団法人　第二地方銀行協会	第二地方銀行協会加盟行
(4)社団法人　全国信用金庫協会	信用金庫及び信金中央金庫
(5)社団法人　生命保険協会	生命保険会社
(5)社団法人　日本損害保険協会	損害保険会社

２．本協会が上記１．に掲げる団体に委託できる業務は、次のとおりとする。

(1)
(12)　（現行どおり）

(13)　特別会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に関する業務

(14)　（現行どおり）

付　　則

この改正は、平成１６年４月１日から施行する。

旧

１．定款第 30 条の規定に基づき、本協会が特別会員に係る業務の一部を委託する特別会員の組織する団体(当該団体を会員とする団体を含む。）は、次のとおりとする。

委託先団体	特別会員の範囲
(1)全国銀行協会	都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫
(2)社団法人　全国地方銀行協会	全国地方銀行協会加盟行
(3)社団法人　第二地方銀行協会	第二地方銀行協会加盟行
(4)社団法人　全国信用金庫協会	信用金庫及び信金中央金庫
(5)社団法人　生命保険協会	生命保険会社
(5)社団法人　日本損害保険協会	損害保険会社

２．本協会が上記１．に掲げる団体に委託できる業務は、次のとおりとする。

(1)
(12)　（省　　略）

（新　　設）

(13)　（省　　略）